

水利開発にみる

中世諏訪の信仰と治水

藤森 明

目次

一、はじめに	3
――天竜川水系の源流をたどる――	
二、水神としての諏訪神の効能	
(1) 「諏訪縁起」と天竜川流域	5
(2) 遠州の天竜川下流域にみる諏訪信仰	8
(3) 中世諏訪の水害とその対応	10
三、中世遺跡と記録にみる災害景観	
(1) 氾濫原に栄えた中世の市町	14
(2) 被災した一地方都市の様相	17
(3) 発掘成果と地名から景観をよむ	19
四、武田氏の諏訪統治と治水	
(1) 諏訪侵攻の武田氏の意図	26
(2) 諏訪社再興と荒廃地対策	28
(3) 甲州法度にみる水防の認識	31
五、甲州流を伝播させた武田氏遺臣	
(1) 甲州流治水法の成立と実態	33
(2) 諏訪の治水と武田浪人たち	34
六、甲州流治水の伝承をもつ村を行く	
(1) 「甲武流」を称した中河原村の開発	37
(2) 福沢村・塩沢村の武田浪人たち	38
(3) 武田八幡を勧請した粟沢村	40
(4) 川除の築堤をした蔦木郷	41
(5) 信玄にほめられた小河郷	43
(6) 水利と治水の展開をたどって	45
七、おわりに	47
――中世のなかに近世的な治水をみる――	

一、はじめに

— 天竜川水系の源流をたどる —

天竜川水系の最上流は諏訪地域であるが、その源流をいう場合に「天竜川は諏訪湖に発し」とか「天竜川の源としての諏訪湖」などといった言い方や先入観をする説明が定着しているかのようなのである。それらは諏訪信仰と深く関わって、かなり旧くから言い古されていた見方ではあるが、そもそも諏訪湖なるものは、注ぎ込む大小三十九の河川の豊富な水流が一つに滞留して中継する自然の貯留池か調整池みたいなもので、いわゆる「源流」とするのは、実態から見ても適切でないように思われる。

天竜川は確かに諏訪湖から流出する唯一の河川ではあるが、その水系が形成されてきた自然的な経過や、この流域に展開された過去の人文的な交流の歴史等からしても、天竜川水系の源流を求めるには、諏訪湖をさらに遡って、周囲の山地に分け入る必要があるだろう。

伊那谷に流れ込んでいる天竜川の古い地層から、かつて諏訪の山地から押し出されていた安山岩礫の運ばれた形

跡が検出されたり、また、ひと続きのフォッサ・マグナ地域であったとする地質学的見解も出されている。それは今から二百万年から百七十万年くらい前に噴火をはじめた「塩嶺火山」によるもので、塩嶺累層と呼ばれる火山噴出物が天竜川や伊那谷に押し出され、諏訪には次第に火山台地が形成されていったと見られる。

霧ヶ峰や八ヶ岳の火山活動はその後に続き、これよりかなり遅れてはじまる諏訪盆地や諏訪湖の形成は、断層運動による陥没や、周辺山地からの搬出と堆積で出現するのであるが、天竜川もこうした諏訪の山地・湖盆との地質構造的な一連性をもっていたということがいえるのではなからうか。

また、天竜川流域の人間の交流の歴史から見れば、下流域の遺跡から、諏訪の霧ヶ峰や八ヶ岳産の黒曜石を素材とする石器がしばしば出土しているなど、両地域には相当に早い時期から交流のあったことを裏付けている。

諏訪地方の縄文時代早期・前期の遺跡からも、はるか天竜川水系を遡上してきたと思われる、東海系文化の影響を受けている土器がかなり多量に検出されており、晩期から弥生時代に入ると、さらに出土状況が濃厚となる。

岡谷市の「庄ノ畑遺跡」は有名で、東海系の土器そのも

の貝殻条痕文土器が出土し、静岡県の「丸山遺跡」の遺物とそっくりと話題になった。また同じく出土した蛤刃石斧も、天竜川下流域の遺跡から、しばしば土器と共に伴出しているものと同一といわれている。諏訪湖の落ち口に向かって突き出した岬状の台地上にあった「海戸遺跡」からは明らかに天竜川を遡上してもたらされたと見られる古式土師器が出土しているが、これは信濃における土師器の発生と成立に関わる重要な考古学資料として注目されている。

また、諏訪湖の流入河川の一つである宮川流域の沖積地に位置していた茅野市の「御社宮司遺跡」から出土した土器の中に、東海系の「櫓王式」と呼ばれる条痕文土器がかなり含まれており、しかもその縄文時代晩期末の土器の底にモミの圧痕が発見されて、話題になった。昭和五十三年の発掘当時は、長野県内でも数少ない事例として注目され、予想していた時期よりも相当に早く、コメが土器と共に東海地方から運ばれ、この地方にもたらされていた可能性を示す有力な証拠として驚かされた。

これらはいずれも原始の時代から天竜川を媒介として最上流域の諏訪地方と、下流域の遠江・駿河の東海地方との間に盛んな交流のあったことを伝える足跡である。

さらに延長二百十三キロメートルに及ぶ天竜川流域には、

諏訪神の通り路としての伝承や諏訪信仰が色濃いのである。諏訪神は多くの場合、水神としての竜蛇の姿で迎えられているが、その発進地は諏訪からであり、その信仰のあり方は諏訪の山霊・水霊に起源をもつ自然物崇拜の様相が息づいていた。

於自理皮礼 守矢蔽雲乎卷上而

百舌鳥義智奈可婆 鎌遠登貝倍斯

〔諏訪旧跡志〕・〔修補諏訪氏系図〕

（読み下し）

尾尻はれ 守矢へ雲を巻き上げて
百舌鳥ぎち鳴かば 鎌をとぐべし

これは諏訪地方の人々の間に、古くから唱え継がれてきた俚謡であるが、自然への畏敬と、それを生活の中に取り込んだ諏訪信仰の姿を絶妙に歌いあげている。

諏訪湖から天竜川が流れ落ちていく湖尻の方向が晴れ上がり、しかも天竜川の源流地の一つに数えられる神体山の「守矢」の上へ、竜蛇のように雲が巻き昇って、里の方でモズの鳥がギチギチと鳴いたならば、利器である「鎌」を研いで草刈りにいっても雨は降らない、もう大丈夫である

ということであろう。

「守矢（屋）山」と「鎌」は諏訪信仰の象徴であり、同
じように天竜川の源流地に数えられる下社の砥川の源であ
る七島八島・鎌ヶ池の湿原祭祀にしても、山霊・水霊に結
び付く不可分な信仰内容をもっていた。

このように見てくると、天竜川水系の最上流域の源流は、
諏訪湖に発するとするよりも、悠久の昔から諏訪湖盆の形
成に関わり、絶えず天竜川に様々なものを流し、送り続け
てきた、諏訪の山地を源とする範囲に求めるべきものと思
われるのである。

二、水神としての諏訪神の効能

(1) 「諏訪縁起」と天竜川流域

諏訪信仰は、もともと山霊・水霊の自然物崇拜にはじま
るとされるが、中央の統一勢力の支配が及んで「国つ神」
という神格で祭られるようになり、「蛟の神」つまり竜蛇
の「須波神」として中央に認識されるようになったのは、
七世紀後半のころであろう。それがやがて建御名方神とい

う人格神崇拝や、神仏習合に取り込まれながら、神階を与
えられ、信仰の体裁を整えていく。

こうして確立した祭祀体系や呪術集団を独占して支配す
る氏族勢力が出現し、「たたり」と「きよめ」を使い分け
た祭政を進めて、信仰基盤の強化に勢力をふるうようになっ
た。

ところが中世になると、諏訪信仰勢力も、これまでの氏
族間の併存から独自性を出す競合関係に移行するようにな
り、上社神氏と下社金刺氏の対立が際立ってくる。

鎌倉幕府への出仕も下社金刺氏の方が早く、源頼朝のと
きからであり、上社神氏は承久の変（一二二一）後の北条
氏の代になってからであった。しかし、幕政の実権を掌握
した北条氏が、諏訪神社を守護神として崇敬し、五月会や
御射山祭なども幕府の下知で執行されるようになり、諏訪
神社の神威は高まり、各地への勧請や信仰圏も拡大した。
それにつれて諏訪神社の縁起や功德を語り伝えて諸国を
遊行する、修験派の「諏訪神人」たちが出現し、上社系と
下社系に分かれて唱導活動を活発化させていった。

これは一般的には「甲賀三郎伝説」として知られている
が、古い写本は「諏訪縁起」として安居院『神道集』に収
録されたもので、その外にも全国で三十程の写本が発見さ

れている。

これらは主人公の呼び名により二系統に大別されるが、一つは甲賀三郎諏方（頼方）を主人公としたヨリカタ系であり、もう一つは甲賀三郎兼家を主人公としたカネイエ系に分けられる。

この二つの説話の主たる舞台はいずれも近江の国の甲賀郡であり、今日でもその後裔という諏訪姓を名乗る人たちが多く居住するが、流布した縁起の内容と区域に微妙な差異が生じているのはどうしたわけであろうか。

ヨリカタ系の縁起に共通する大要を記すと次のようである。

「甲賀三郎諏方は、近江国甲賀郡の地頭の三男であった。あるとき、兄たちの計略によって信濃の蓼科山の洞穴に閉じ込められ、仕方なく地底の国々をさ迷って、ようやく故郷の近江に帰ったが、その身はいっしか蛇体に変わり、人々から恐れ嫌われていた。そんな三郎に危害が加えられようとしたとき、釈迦堂の老僧の教えによって、菖蒲ヶ池に身を沈め呪文を唱えると、不思議なことに元の自分の身に戻ることができた。そして妻とも再会した三郎は、後に信濃の諏訪神社上社の神となり、妻の

春日姫は下社の神になったという。」

それがカネイエ系の縁起になると、主人公は甲賀三郎兼家を名乗って、同じように三人兄弟の末子であるが、狩猟を業とする人物として登場する。

「山中で兄たちにだまされて三郎は谷底へ突き落とされて九死に一生を得るが、身は大蛇に変わり、地底の穴を廻って信濃のナギの松原に抜けたという。しかし、三郎は故里が恋しく、三十三年にして甲賀に帰るが、蛇体の三郎を見て村人は恐れ、逃げまどって寄りつかない。三郎は悲しみ、観音堂の下へ入って一心不乱に観音様を祈念しているうちに大蛇の形が抜けて、元のりりしい三郎に戻っていた。この観音堂こそ、三郎が山から帰らぬのを嘆き悲しむ妻子が建てたものであった。やがて三郎は甲賀の長となり、家も栄えたが、後に信濃の国へ行ってしまった。

人々の夢の中に出てきた三郎は、諏訪明神の化身であったと告げたという。」

そして物語の終末で、鹿肉を食するものは、諏訪明神を

拌んで「鹿食免」^{かじきめん}の護符か白箸を求めて「罰よけ」をするように効能を説き、なにがしかの金品を上納させていた。

最近の研究では、ヨリカタ系は上社系の神人たちにより、カネイエ系は下社系の神人たちの唱導によって流布されたものと見られている。カネイエ系のほうが先に修験派の中心であった甲賀の地に成立し、後に京都あたりでそれに出会った上社系の神人が、カネイエ系の諏訪縁起に手を入れて、主人公を諏方にしたり、菩提寺を入れ替えたりしてつくり直したものがヨリカタ系であろうといわれている。

また、このカネイエ系とヨリカタ系の分布の境は、天竜川を挟んで下社から天竜川以西の西日本方面にカネイエ系が、それに対して上社から天竜川以东の東日本方面にヨリカタ系が分布している傾向が見られる。

長い時間の経過の中で両系は入り混じって、単純に一線で画するようなことはできないし、またその後における下社勢力の浮沈が著しくて、ヨリカタ系が下社の信仰圏を圧倒してしまうような事態もあったのではないか。

ただここで注目しなければならないことは、京都における修験派の諏訪神人たちの競合や唱導によって諏訪縁起が流布されても、諏訪信仰本来のあり方から離れたり、通俗化した修験創作の神語りが次々に教宣される状況を目の当

たりにして、何とか失われた諏訪の縁起書の正当なものを再編しようとする人がいた。

宗教芸能史が専門の武井正弘先生のご見解では、「インド・アーリア系の伝承が仏説（密教）とともに伝来し、それが説話の基礎となって、いつしか真実として広まっていくな風潮への危惧」とあわせて感じていたのではないかとされる。

その人物こそ、諏訪の小坂や大塩牧を本貫地としていた諏訪円忠である。鎌倉に生まれた諏訪神氏の庶流で、建武二年の中先代の乱（一三三五）以後の上社宗家の悲運を救い、足利尊氏に拔擢されて幕府の奉行人となり、上社執行職としても活躍した人である。円忠は当時の諏訪神社の神事・祭事をよく調べ、丹念に伝承も集め、そのうえで当代神道家の権威であった吉田兼豊に尋ねたり、洞院公賢に教示を仰ぐなどして、十年を経て完成したのが『諏方大明神画詞』^{えとことば}であった。

惜しいことに原本は既に失われているが、文明四年（一四七二）に詞章だけを筆写したものが幸いにも伝えられ、今日では最重要の諏訪信仰史料になっている。

円忠は当時の時代的な制約の中で、入手し得る資料と知識をもって諏訪信仰を解釈し、復元しようとした。限界は

あっても、諏訪での古伝承や伝統行事を収録し、諏訪信仰の正当性をたぐり出そうとした功績は大きい。

天竜川流域に広く流布していた「甲賀三郎伝説」とともに、竜蛇の女神として迎えられている流域の諏訪信仰のあり方は、この『画詞』の記述の中にも書き留められている。

それはまさに、天竜川最上流域の諏訪と、流れ下っていく下流域の遠州とは、地底でつながり、さながら諏訪明神が竜蛇の姿で往復する通い路のように描き出されている。

天竜川流域に数多く分布して伝承される「通底伝説」や「抜け穴伝説」、さらには「流着伝説」なども諏訪信仰のもたらしたものと思われ、いかにこの流域が濃密な諏訪信仰圏で結びついていたかを示しているといえよう。

(2) 遠州の天竜川下流域にみる諏訪信仰

流域にとって天竜川は、「母なる川」としての恩恵を受けるとともに、「暴れ天竜」としての苦闘の跡も刻み残している。

静岡県磐田市誌の『天竜川流域の暮らしと文化』に収録された中から、「川と竜蛇の伝説」を通して洪水や水利関係のものを見ると、ほとんどが竜蛇の伝承をもつ池・淵・穴の場合が多く、近くに諏訪系の神社が鎮座していること

表－1 遠州地方の主な神社の分布

神社名 市・郡	諏訪神社	伊勢神宮	秋葉神社	八幡神社
榛原郡	3	12	3	26
小笠郡	7	10	—	27
周智郡	6	8	3	27
磐田郡	40	30	4	64
浜松市	4	5	2	2
浜名郡	21	53	15	61
引佐郡	5	22	9	24

(『静岡県神社誌』による)

も特徴的である。この調査では、遠州を中心として諏訪湖に通じる伝説を持っているもの十四例を採集しているが、かなり濃密な諏訪信仰地帯である。また『延喜式』所載の古い諏訪神系と思われる「須波若御子社」が磐田郡に鎮座しているが、祭られた理由は不詳である。

とにかく遠州地方における諏訪神社は、他の祭神と比較しても多い方で、天竜川下流域の磐田郡と浜松市(浜名郡)などでは〈表1〉に見るように、かなりの数である。

それに「河川流着伝説」として採集した十三例中の八例が神社系で、その内の五例が諏訪神社に関わる伝説をもっているというのであるから、これまた圧倒的である。同志

表－２ 天竜川の流着伝説を伝える諏訪神社

所在地	伝 承 内 容
天竜市二俣町 二俣	信濃国より流着して留まる所にこれを斎くという。
天竜市船明	信濃国諏訪の御神宝が流着したものを祭るといふ。
天竜市渡ヶ島 宇奥ノ宮	信州より諏訪大明神の神札が流着してこれを祭るといふ。
磐田郡龍山村 下平山	むかし諏訪から流れてきて、池の輪という所に流着し、炭焼平の明神森に祭ったが、後に奥森に遷座した。
浜松市中島町	桓武天皇の延暦年間に中島の里、字六本木に信濃国諏訪神社の御神木が流着したという。

の「天竜川河川流着伝説一覧」から諏訪系のものを取り出してみると〈表２〉のようになる。

これらを見ても、遠州地方における諏訪神社のあり方や祭られ方には、かなりの古さが感じられ、諏訪神への篤い竜蛇信仰とともに、取りわけ天竜川の源流に対する神聖さを尊崇した流域の人々の祈りが伝わってくる。この流域では、諏訪明神が雨乞いや洪水・灌漑にともなって語られる

場合が多いといわれているが、まさに“暴れ天竜”に寄り添って生きてきた人々にふさわしい祭り方であったと思われる。

この地方に古くから諏訪信仰が伝承され、共有できた背景には、何といっても天竜川水系に南北の道が拓かれ、「東国干道」とも「諏訪路」とも呼ばれた古道の往還があったからであろう。一説には、大和政権の地方進出期において、信濃と駿河へは同族同系の多氏が派遣され、それぞれ国造系支配氏族となり、諏訪や遠州でも繁栄していたという。特に諏訪・伊那で勢力を得た金刺舎人一族が諏訪神社の祭祀権を掌握するに及んで、天竜川流域に諏訪信仰の影響が大きくもたらされたとする見方もある。

とにかく遠州各地には、諏訪にゆかりを寄せる伝説が目立つが、中世の諏訪縁起の『諏方大明神画詞』の中にも、七不思議の一に数えられている伝承として、諏訪と遠州が通底し、交流のあった象徴的な神語りを記している。

それは諏訪神社の摂社の一つである葛井神社の杜前の池に、十二月大晦日の深夜、諏訪神社の神事で一年中に用いた幣帛や榊などの枝葉と一緒に机飯一膳を供えて投げ入れると、翌朝に遠州の「サナギの池」に浮かび上がり、村人はこれを拝するというのである。

また『画詞』の末尾の「神渡」の話の後半に、ある冬の
日、密かに諏訪湖の御神渡おみわたを拝しようとした行者が、結水
した湖上に幾日も臥して待つうち、ある夜、夜明け前になっ
て、千万の軍兵が行軍していくような勢いを感じ、天の声
も聞こえてきた。「手長てながはいるか。目の汚れ取りで捨てよ」
と聞こえて、人の近付く気配がして、そのとき「荒々しく
捨てて下さい」という声も聞こえて行者は熟睡した。翌
朝の日の出る頃に目覚めて起き上がり、左右を見回してびっ
くりした行者は、道行く人に尋ね、ここはどこかと問えば、
「遠州のサナギの社」と答えた。諏訪湖を出てから天竜川
を下り、行程七日を要したというのである。

手長は諏訪の先住の神といわれ、足長あしながと夫婦神であった
が、後に諏訪明神が入諏して以来、その従者となり、巨人
伝説が付きまとう土着神である。

これらの伝説が暗示するものを引き出すのは容易でない
が、御幣やお櫃が浮かび上がるという伝承は、遠州の佐鳴
湖さなるのほかに、鎌田の池（現存しないが鎌田神明宮か）や桜
ヶ池（浜岡町佐倉）などにもある。一般に「サナギの池」
といえは佐鳴湖（浜松市入野町）を指すとしており、佐鳴
はサナギであり、諏訪上社の神宝の御宝鈴のことを昔は
「サナギの鈴」と呼んで、諏訪明神のお声が宿る神器とさ

れていたことなどからも、諏訪信仰のもたらしたものであ
ろうか。

限らない恵みを与えてくれる天竜川の源流への崇敬の念、
そして清い流れは高きよりの「祓い」を意味するところか
ら、山深い諏訪を山宮とするなら、下流域に当たる遠州は
里宮と位置付けた信仰圏関係をもった時期が過去にあった
のか、現在ではわからない。

ただ、諏訪神社の年中神事の中で大祭である「御頭祭みづかみまつり」
に供える七十五頭の鹿の頭のうち、毎年十二個は、遠州榛
原郡の千頭せんずや遠山谷あたりから献進されるのが例になっ
ていたという慣習があったことは、かなり緊密な関係の土地
柄であったことをうかがわせるのである。

(3) 中世諏訪の水害とその対応

諏訪明神が竜蛇神として、洪水予防や雨乞い・灌漑など
に神威をもっていると信仰され、祭られている例を天竜川
下流域の遠州地方に見てきたが、それではその発進地の諏
訪ではどうであったのであろうか。特に洪水や風水害など
の災害にどのような対処をし、諏訪明神の神威は機能した
か、当時の数少ない中世史料で見てみたい。

しかし、中世の場合は、すべてが諏訪明神のご意志、つ

まり神慮によって支配されていると見なされていたから、災害の被害状況とか、気象条件などによる天変地異の出来事は余り記録に残すことはなかったようである。それでも中世史料のわずかな行間に、神罰とか、不吉な現象として書き留められているものを寄せ集めて、中世も後期に限る約百四十年間の諏訪地方における洪水などの災害状況をまとめてみたのが〈表3〉である。

乏しい中世史料の中でも、これだけの災害に見舞われた事実を検出することができたのであるから、実際にはもっと多くの災害で悲惨な被害にさらされていたことであろう。ただ現在に伝えられた史料が、

表－3 中世後期諏訪の洪水災害年表

年代	西暦	被災事項	出典
文安3年	一四四六	前年に続き大飢饉。夏になって長雨となる。	『当杜神幸記』
文正元年	一四六六	八月十五日大雨降り、大風吹いて諏訪社中の大木が折れる。	『神長守矢満実書留』
文明12年	一四八〇	二月・三月に東大町・西大町に放火騒動。後に雨降り立ち万民家もなしと。	〃
文明14年	一四八二	五月晦日に大河が大増水し、大町・十日市場・安国寺を押し流す。	〃
〃		七月晦日に五日市場・十日市場・大町は大海となり、郡内も海原となる。	〃
延徳元年	一四八九	この年、大日照りや大流水があった。	『当杜神幸記』
天文8年	一五三九	十二月十四・十五日大雨・大水となり、橋ごとごとく流れ、西東の通路が止まる。	『神使御頭之日記』
天文9年	一五四〇	八月十一日大風吹き、宮々の古木・大木は折れ、神前の鉄塔もころぶ。風静まりて後に大水となり、大町で家十軒・人三人流される。	〃
天文11年	一五四二	七月四日酉の刻に大洪水ふり、翌日諏訪頼重、武田信玄に降る。	『守矢頼真書留』
天文16年	一五四七	七月十四日、風雨吹き、根入の杉ら三本折れ、堂社小宮数々破れる。	『当杜神幸記』
天文23年	一五五四	この年、大雨降る。	『神使御頭之日記』
天正6年	一五七八	二月朔日、大雨降り、北風強く小河一円に水の津波で多くの人死亡。	『神使御頭足之書』
天正17年	一五八九	正月十八日、大雨にて小河水損をうける。	〃

近世を境にそれ以前のものが極度に少ないということ、それに災害に対する考え方が人間の力を越えた神の意志によるものとして不吉な前兆と見ていたのか、その部分の記述は僅少か皆無である。

ここに引用した資料も、ほとんどが諏訪神社の神事や信仰に關係し、あるいはその祭祀に関わった社家の記録から拾い出したものである。

『当社神幸記』は、鎌倉時代に始まるという諏訪湖の御神渡（氷裂現象）を時の幕府に注進したとするもので、応永四年（一三九七）から天和元年（一六八一）までの報告の控が上社大祝家（おおもつり）に伝えられているが、これも不吉な出来事として、たったの二カ所に飢饉と風水害のあったことが簡単に記されているのみである。

つぎの『神長守矢満実書留』①と『守矢頼真書留』②は、いずれも神長守矢家に伝えられた文書で、諏訪神社の祠堂として五官（注1）の筆頭であった守矢氏が、その年の神事・祭礼を記すとともに、直面した事項や天変地異の不吉な現象、それに諸豪族の争乱や諏訪内部の対立などを、かなり詳細にわたって書き留めている。①は寛正五年（一四六四）から延徳四年（一四九二）に至る記録で、一部に散逸があるものの、なかでも文明十二年（一四八〇）の悪党

どもによる東大町・西大町（現茅野市安国寺・小町屋周辺）への放火騒動の事件（注2）、また同十四年に大町・十日市場・安国寺を襲った大洪水の状況、それに引き続き翌年の前宮神殿での血なまぐさい政変など、実に生々しく書き残している。

こうした記述の中でも、洪水災害を不吉なことの前触れとしてとらえ、「作毛・田畠とも押し流し」たことも、諏訪の「郡内すべて海原」となり、後に「田面変じて石や瓦礫の広野」となったことも、何か神の意志に反して神罰が祟りがあったのであらうとしている。

中世的な表現では「物の怪」の仕業であるとし、または「神慮や御内証に背いた」結果として「当社（諏訪）明神が荒立ち」したからだと考えられていたようである。

それに対し②は、天文十一年（一五四二）から同二十一年（一五五二）に至る十一年間の記録であるが、最初の一年間が武田晴信（信玄）の諏訪侵攻や、諏訪惣領家が滅亡していく過程を詳細に記している。

この中でも諏訪方の総大将の諏訪頼重の運命を分けたのは前後の大洪水であり、城の攻防を賭けた戦線から先ず譜代の家臣が離脱するような異常事態を招き、戦意を喪失してあえない結末であったことを暗示している。

『神使御頭之日記』^③や『神使御頭足之書』^④は、上社御頭役に関した記録で、これも神長守矢家に伝えられた中世文書である。

③は享祿元年（一五二八）より天文二十三年（一五五四）に至る私記であり、④は永祿六年（一五六三）より天正十七年（一五八九）までで、うち六年間は脱簡しているが、神長に報告されたものを書き留めてある。とくに前書では、神長自身が関係した要件や異常な現象・事件等の記述に貴重なものが多い。

ここでも風水害は不吉な前兆として、天文九年（一五四〇）に洪の湯山で発生した土石流を記すとともに、この大水は五十年前にも増して多い出水であり、風は「ムクリ風」といって五百年以前の昔の大風「シワマクリ風」もこれほどではなかったであろうとしている。そしてお宮や上坊の石が鳴り、御神渡にも異常があり、御射山祭に原山が鳴ったとかいって、「昔も諏訪一乱のときは此の如し」とするから、まさに無気味である。

このように、風水害の災害は諏訪明神の荒立つ祟りであり、不吉な現象と受け止めていた中世の感覚では、ただひたすらに神の怒りを鎮め、不吉なものを封じ込めるための呪法・祈祷などに終始していたに違いない。

諏訪信仰には「鎌」で風雨を切る呪法があったようである。鎌でも「なぎがま（薙鎌）」は諏訪明神の利器として御神宝の一つにされているが、勧請された諏訪神社の分社では御神体として祭っているところが多い。

天竜川流域には、洪水になるとその鎌を持ち出して、諏訪神社の神官が川筋を引くと流れが変わったとか、村中で諏訪の明神様をお祭りしてから鎌を持った若者が裸になって天竜川に入り、鎌を引いて瀬を変えたなど、様々な伝承や民俗が伝えられている。

このように鎌が洪水のときに河川の荒れ狂うのを鎮めたり、または川の瀬を変えるために神器として用いられたことがあったのである。しかし、それがどれだけの効能があったのか疑問であるが、洪水を起こす竜蛇を鎮めるには、諏訪明神の神威にすぎるより外はなかったのであろう。その結果として、当時の諏訪地方には、こういう事態が展開していたのであろうか。

頻発する災害に対して、全くの無抵抗状態であったであろうから、氾濫によって被害が生じても具体的に治水する手立てを講ぜず、河川は自由気ままに流れて自然堤防や天井川をつくり、洪水のたびに流路や河床も絶えず移動していたものと推測される。せっかく肥沃な沖積地に水田を開

いても、洪水で流されれば荒廃田となり、川の流路が変われば水田としての耕作が不能になる。

実際にこの時期に、諏訪神社の神事や祭礼の費用調達のため、他家・郷村に与えられていた神田や神事領が、災害で耕作不能になったとして放棄、または所在不明になっている例が続出している。しかも、それを理由にして諏訪神社の神事や祭礼を怠って廃絶になっていたものは、上社関係だけでも実に二十の神事が消えており、戦国期諏訪の停滞ぶりを目をおうばかりであった。

その状況は、隣国甲斐の武田氏の諏訪侵攻で明確になるが、諏訪はまだ中世的信仰の呪縛の中で、呪術的な諏訪明神の神慮に支配されていたのである。

この惨憺たる状況は、武田晴信が発した永禄八年（一五六五）の『諏方上宮祭礼退帳』によって明らかのように、諏訪神社の祭祀執行の任にあった五官の不備な対処や怠慢が目立っているが、郷村でも湛^{たたえ}神事の放棄をはじめ、かなりの荒廃が広がっていた。

時代はすでに、農業生産力を拡充するために、荒廃田の復旧や治水工事、用水の分配などの現実的な対応に政治力が発揮できるような民政が強く求められるような時期に入っていたのである。

注1 五官

諏訪神社の祭事を執行する祝部を五官と呼び、神長官・祢宜大夫・権祝・擬祝・副祝の五家が古くから世襲していた。

注2 文明十二年の騒動

この事件は、上社と下社の対立の背景に信濃守護の小笠原氏がからみ、二月には上社方の東大町に悪党どもを送り込んで放火などの騒乱を起こし、また三月には前宮の祭に乗じて西大町に再び火をかけ、大混乱を起こして多数の死者を出した。

三、中世遺跡と記録にみる災害景観

(1) 氾濫原に栄えた中世の市町

最盛時における諏訪神社の年中神事は、上社で七十五度、下社で四十四度の祭礼神事が四季折々に行われていたことが中世史料でわかる。その根本史料は、中世の諏訪縁起や祭礼神事を詳細にわたって収録した『諏方大明神画詞』と『年内神事次第旧記』によるところが大きい^{おつたてみかり}が、何より貴重に思えるのは、祭神事に参加する民衆の姿も垣間見える記述で書き留められていることである。

例えば、五月二日から四日にかけて「押立御狩」が原山

で催され、それが終わると翌日から六日は「五月会頭」といって里宮の本社で神事・饗膳が行われ、流鏑馬や相撲二十番も催される。そして一番最後に「与物結縁」といって、仏教的な施しを民衆に与えるのであるが、山のように積み置いてある氏人の脱ぎ捨てた水干などの衣類を、取り合い奪い合ったというのである。その民衆とは、どこからともなく集まってきた白拍子・巫女・田楽法師・呪師・猿楽・乞食・非人など、遊芸人や浮浪者の類であったという。

また「御射山御狩」といって旧暦七月二十七日から三日間、登山と下山の前後二日間を合わせて五日間にわたる秋の大祭にも、「諸道の輩」が「衆芸」を施し、また乞食や非人もここに集まってくると記述している。

しかし、このような様々な階層の人たちが集結し、繰り出すようなところが上社近くのどこにあったのであろうか。もし、あったとすればそれはどこかということが、長い間の疑問であり課題であった。ただ「市場之祭文」という延文六年（一三六一）の奥書のある史料が『新編武州古文書』に収録されているが、その中に「信濃国諏訪大明神も御さ山の市を立てたまふ」とある。

これは武州における諸市の祭のときに読み上げる祭文といわれているが、諸国の名だたる「市」の中に、諏訪の

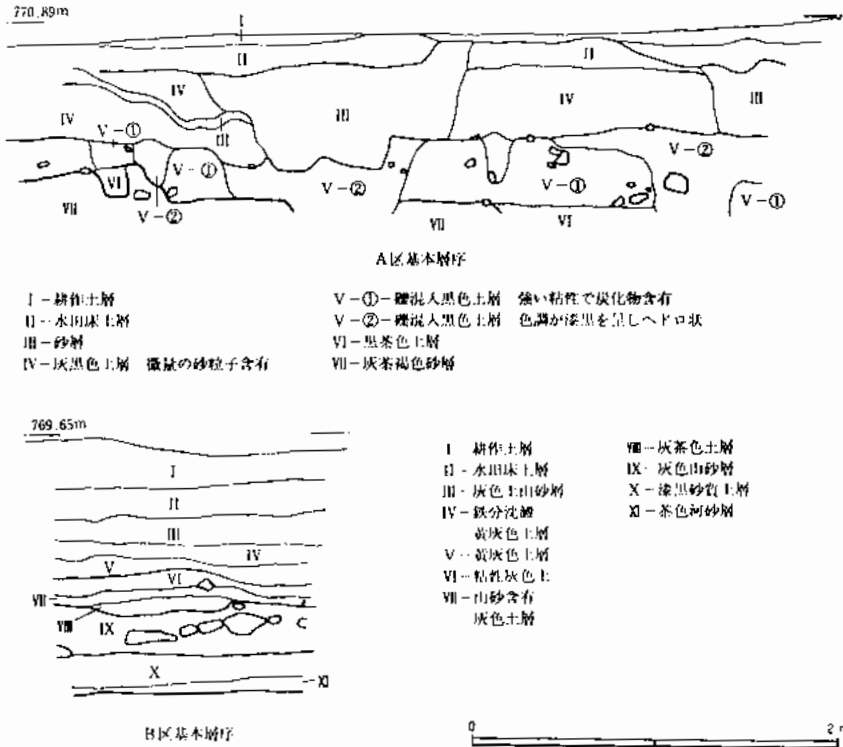
「御さ山の市」が出てくるのだから、当時はかなり有名であったのであろう。『画詞』にも、「都鄙ノ高客所々ニ市ヲナス」と見えたり、ほかの中世史料に「十日市場」・「五日市場」・「大町」と記載されていても、実際にどれほどの規模のものか、その位置関係はどこであるのか、その手がかりになるような実証的な資料はほとんどなかった。

たまたま、その伝承地の一部が国道一五二号線（旧二五六）安国寺バイパス建設で道路敷きになるということで、地元に調査を要望する運動が起こり、幸いにも平成二年に試掘がされることになり、筆者も直接参加した。

その結果はびっくりするような出土物の検出があり、多量の国産陶磁器片のほかに、青磁・白磁などの輸入陶磁器・硯片・炭化材などが見られ、直ちに茅野市「遺跡台帳」に登録されるところとなり、平成四年には県で予算付けをし、市へ委託事業で緊急発掘調査が六か月を要して実施された。遺跡名は「干沢城下町遺跡」と命名され、中世城下町の初源的な形態のものとされているが、筆者も発掘事業に参加して、直接に遺構・遺物の出土に立ち会った感触では、中世の小都市で「町屋区域」と「僧房屋敷」とに住み分け、それに「市場区域」をも付随させた門前町的な性格をもった遺跡と見ている。それは上社大祝の拠城として築造され

図-1 干沢城下町遺跡の基盤層図

(「干沢城下町遺跡調査発掘報告書」より)



た山城の干沢城の城下（字名じょうした）に形成された市町に違いがないが、文献にある上社大祝の居住と祭政の場であった「前宮」境内地を控え、足利尊氏・直義兄弟の建立になるとされる「信濃安国寺」の門前に発達した「大町」（東大町・西大町）の一部と見られたからである。

発掘調査された面積は四千八百平方メートルで、遺跡推定面積の約八パーセント程のものであったから、ほんのかすめる程度のものであったが、出土した遺物資料と情報は、多くの新たな知見を与えてくれたし、中世の姿を生々しく現出してくれたことで、まさに「息づく中世の町」を見たという感慨であった。

今回の調査で得られた遺物・遺構が、直接的に信濃安国寺や大町存在を特定するまでに至らなかったにせよ、その関連を想定してもおかしくない状況や、検証できるような重要証拠を多く提供してくれたのである。

発掘調査を担当し、中世陶磁器に造詣の深い守矢昌文氏は、今回の調査で得られた遺物資料のもつ特性は、複雑で多様性に富んでいるために、今後の研究に委ねる部分が多いとしながらも、中世陶磁器の総量が多いこと、また器種に特殊なものが出土していること、それに輸入陶磁器の占める比率が二・八パーセントと、他の中世遺跡に比較して高いことなどを特徴としてあげている。

実際に天目茶碗や平碗などの瀬戸・美濃窯系の陶器も多かったが、青磁・白磁の中国から輸入した貿易陶磁器片の多いのは予想外であった。鎌倉や京都あたりでは見られても、長野県下では検出例が稀の緑釉施釉陶器や、青磁酒会瓶の出土もあり、あらためてこれを所持した階層の人々の存在と、そうした文化の流入が明確に見えてきたのである。

また一方、河川の水位が上がったり、洪水になるとすぐに冠水状態になるような河原地にも、掘立柱建物址や井戸址が数多く出土して、まるで中世絵巻物に見るような「河原の市と町」の風景を思わせるものがあった。

河原地は特殊な空間として、無主・無縁の場所に「市場」ができ、様々な職業や商いの交易がされ、あるいは漂泊する人々の集結や仮住いの場所でもあったであろうことが、今回の発掘によって判明し、このような中世の市町の立地

や地形もほぼ明らかになった。

〈図1〉で見るように、各調査区の遺跡の基盤層は、河床礫と川砂の土層であり、遺跡の二百メートルくらい北側に接近して流れる宮川は、当時は千野川（現上川の原形）が上流約一キロメートル付近で宮川と合流して西北に流下する河川状況によって形成された氾濫原で、その広がりの上に市町が設営されていたことも判明してきた。

現在は水平一面の水田地帯になっているが、原風景の地形は小さな起伏のある河原地が形成され、中洲状の微高地に市町の遺構が展開して、その間を水はけ状の川が幾筋も流れていたように見てとれた。いずれにせよ、これまでは中世文書によってしか記載されている市町を理解できなかったのであるが、今回の発掘による実証的な資料の検出で、はじめてこの地方の中世都市であった「大町」や「十日市場」の具体像が少しずつ見えてきたのである。

(2) 被災した一地方都市の様相

今日に伝えられる中世文書が極めて少ない中で、災害に関した状況などを記述したものとすると、ほとんど稀有であるが、神長官守矢家に伝えられる『守矢満実書留』は、その点でもありがたい貴重な記録である。

その洪水災害の状況を記述してある箇所で、文明十四年（一四八四）の二度にわたる大洪水に見舞われて、大町・安国寺・十日市場をはじめ、諏訪地方が水没した様相を見てみよう。まず、その状況を伝える五月二十五日の条には次のようにある。

〔守矢満実書留〕

六月五日、初寅にて候間、御宮移御座あるべく候処、五月廿五日より大雨降、晦□大水増、大町・十日市場・安国寺押流、栗林両郷作毛田畠供押流、人類牛馬家籠押流、人類嘲叫城山へ付トスレ共、安国寺より大河増来間落方不_レ知、男女共禄在宝捨、我先_ニト_{（やまい）}癩_ニテニゲル有様、何_{（なぞ）}合戦負ニケル共是程事は有_{（う）}ジ、万民肝消、大町水海成、仁馬出入十日計絶候、六月十七日甲寅、御宮移有、四方増_ニ大水_{（結局）}間、社参郡内男女共無_{（は）}是、御柱引延候物恠是也と万民申合、穴_{（う）}御宮移迄御延候、口惜敷次第候

（後略）

この年は諏訪神社の式年御柱祭の年に当たっていたので、本来なら六月五日に上社の「御宮移し」（遷座祭）をすることになっていたのに、折からの大雨と大洪水で人馬の交

通が十日ほど全く不能の状況となり、御柱引きも御宮移しも六月十七日迄延期せざるをえないことになったというのである。そして、このような状況を引き起こした大洪水の様子を、かなり詳しく書き留めている。

それによると、五月二十五日から降り続いた大雨は、晦日には大洪水となって、大町・十日市場・安国寺と押し流し、栗林の南方と北方の両郷でも田畑の作物は流され、人間や牛馬、そして家屋も一切押し流された。人々はわめき叫んで干沢の城山へ逃れようとしたけれども、安国寺より大河の増水が押し寄せてきて、どうすることもできなかった。男も女も家財すべてを捨て、我先にと逃げる様子は、どんな負け戦でも、これほどのひどさはなかったであろうと記して、最後に万民が肝を潰しておののき、「物の怪のたたり」かとおびえたといっているのである。

そのうえ更に、二か月後に再び大洪水に襲われ、「言語道断の不思議な出来事」として、これも物の怪の仕業と次のように書き続けている。

閏七月廿五日、御射山上増_{（のぼりまし）}、大雨降、夜入テ御上有、次日も大雨大風吹、未時迄皆々宿吹破、社参人馬カヨイ_{（みてぐま）}モ絶、皆々里より下向申、然共日照上、御手帛御座有、

又其夜□□計より大風大雨降、下増の日山御庵後木吹き候、丑寅へマロブ、様々、山よりは大祝殿、祝達、晦日には千野迄御下有御宿候、祝達少々田沢宿、五日市バ・十日市バ・大町大海と成、郡内成「海原」と、様々、八月一日、大祝殿社家下向申、言語道断不思議候、当年物恠候、可_レ為何_一候哉（後略）

この年の閏七月二十五日は、御射山祭の「登りまし」であつたので、大雨が降る中を夜になってから大祝（注3）達一行は登っていった。ところが翌日は大暴風雨となり、午後二時頃には飯屋も吹き倒され、社参の人馬の交通も絶えるので、皆下向しようとした。しかし日が照ってきたので大祝以下の神官たちは「一ノ御手倉」といって山宮に櫛を捧げるご神事を行ったが、その夜になって午後六時頃に、又大暴風雨となり、「下りまし」の日に山宮の四御庵の後ろの樹木が吹き裂かれ、北東の鬼門の方角に転び倒れた。大祝はじめ神官たちは、ようやく晦日に千野まで下って御宿を取り、残る神官たちは田沢に泊まった。山宮から平坦地へ下って見ると、五日市場・十日市場・大町あたりはすでに大海のようになり、諏訪郡全域が海原のようになっていたと記しているのである。

この大洪水の様相を見るに、八ヶ岳山麓から平押しにくる大水で、後に「横押し」とも呼んで恐れられたものと同一で、宮川と千野川（現上川）が合流していた当時の周辺の被災状況がリアルに述べられている。そして、いずれも物の怪の祟りにおびえ、ただ「何をなすべきに候や」と施す術を見出せないでいる有様が書き留められている。

この年は数度の大洪水に見舞われて、「作物は悉く押し流され、田畑は変じて一面が石や瓦礫の広野」になったと、その災害のひどさを記しながら、一方で「神仏の御心」に背き、神事や祭礼に何か落度か怠慢があつたために諏訪明神を荒立たせ、怒らせたのであろうといっているのである。中世という時代は、事あるごとに「神罰」を恐れ、それを鎮めるための呪法や祈禱にたよるといった信仰の呪縛の中にあつた。しかし、農業生産力が次第に増大するような時代に入り、農地を守ることや荒廃田を復旧するなどの現実的・具体的な対応が要求される時代的要請は、諏訪のようには神権政治の強力なところでも、容赦なく強まっていたのである。

(3) 発掘成果と地名から景観をよむ

県・市の関係では遺跡名を「千沢城下町遺跡」と名付け、

中世城下町の初源的遺跡との性格付けで説明している。

しかし私見では、諏訪神社上社大祝が居住した前宮の門前に形成された町が発展し、近くに信濃安国寺が建立されると、寺内町的な再編がされ、一体化が計られた町の姿と見る。遺跡の所在は干沢城の麓にあっても、地元が字名で城下（じょうした）と呼んできたように、計画的な都市形態をとる「城下町」に至る以前の「中世の町」遺跡としての色合がつよい。

まず発掘の成果を、茅野市教育委員会の調査報告書によって、多くの検出をみた遺構と遺物を、調査区のA区・B区ごとに、遺構は建物址や井戸址・池溝などに分類し、遺物は材質や用途によって大分類し、中世陶磁器も国産・輸入別にして作成したのが〈表4〉である。

これで見てわかるように、宮川の河川寄りの遺構A区は井戸が多く、掘立柱建物址や、方形竪穴などが主体の市町の構成であり、B区は大溝の区画を構え、整然とした屋敷割りをし、礫敷や版築状の基壇を持つ建物址で、池状遺構や、仏教遺物も出土した特別区域である。

注目されるのは、沖積地のA区において農業生産関係の遺物は全く見られず、手工業的鍛冶職の用いた鉄素材と見られる鉄滓が三十二カ所から検出され、また漆碗や曲物類、

箸状の木製品やカワラケなどが大量に出土して、一大消費地であったことを裏付けている。

それにB区から三間四方の堂宇を思わせる礎石建物址や、鑄銅製の普賢菩薩騎象小像残片・地藏菩薩小型立像・不動明王所持宝剣などの出土は、かなりの仏教関係施設があったことを示している。

これら出土した遺物・遺構の年代やあり方を、関係する中世記録として伝えられる文献史料と照合させながら、推定可能な範囲で町の変遷を見れば、〈図2〉のような地割り図の作成も可能となり、また四期に分けてとらえることができるように思われるのである。

〔二期〕干沢城の築造と町の成立期

最初に干沢城が設置された築造時期が問題で、過去に地元で城址から採集した資料に、須恵系土師質土器（祝部式土器・水甕破）があり、また今回の発掘でもA区第二号方形竪穴の床下から、同系の土器片や羽釜片が出土しているなどを見ると、少なくとも平安時代末の十一世紀以降に初源があったと推定される。

この時期は上社大祝が源氏との主従関係を結び、前九年の役や後三年の役に出陣するなど、急速に武士化を強めた時期で、上社大祝の居館のあった前宮門前に形成された町

表－４ 干沢城下の町遺跡出土の遺構と遺物

４－ａ 検出された主な建物址と遺構

遺跡 区域	掘立柱建物址	礎石建物址・または屋敷地	井戸址	方形遺構	池状遺構	溝址	土坑
A区	5	1	8	6	－	4	6
B区	1	5	2	－	1	3	－

４－ｂ 出土した金属製品と土石製品

種別 区域	銭貨類	仏像片	鉄釘・金具など	鉄滓類	石臼・すり鉢類	砥石類	火打ち石	硯石	大凹石	土鍾等
A区	11	－	21	32	4	－	－	－	2	－
B区	85	4	47	14	4	32	13	1	7	6

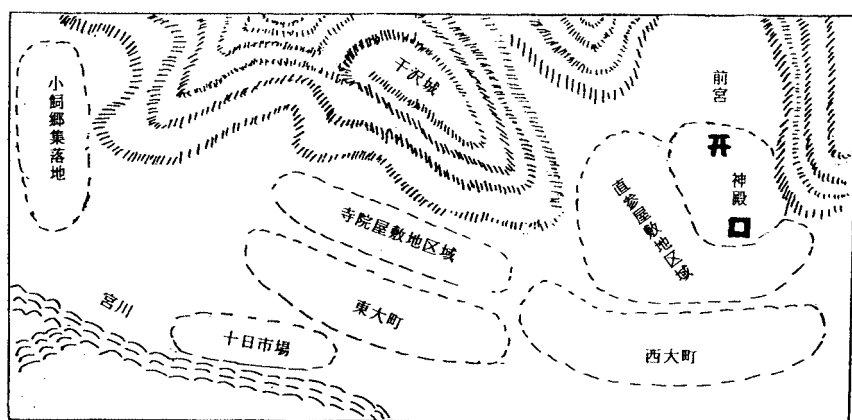
４－ｃ 出土した中世陶磁器片

器種 区域	カワラケ	瀬戸・美濃系	常滑・中津川系	土師質・瓦器類	内耳土器類	貿易輸入陶磁器	その他
A区	1745	141	121	108	12	38	25
B区	2899	591	174	146	109	137	11

４－ｄ 出土した木製品・自然遺物等の残片個体数

用途別 区域	曲物類	漆碗・皿・鉢	箸・柄・棒状	下駄・草履	木札・経木類	柿経等の仏具	板・柱等の部材	桜皮・枝・木片等	桃・李の種実	梅の種実	胡桃	松の種実
A区	26	70	191	1	404	－	221	177	124	5	5	－
B区	25	91	1337	10	326	9	978	558	212	323	44	16

(茅野市教委「干沢城下町遺跡調査報告書」より作成)



図－２ 千沢城下周辺の地割推定図

が主体的に成立し、南の城下に広がっていった。

〔二期〕町の再編と構造の確立期

十三世紀に入ると、上社系の武士化した諏訪氏は鎌倉幕府で重きをなすようになるが、十四世紀前半には幕府滅亡となり、その後に北条氏再興を策した「中先代の乱」の敗戦が打撃となって町は停滞し、危機にさらされる。

しかし十年前後して、この地に信濃安国寺が建立され、足利幕府直属の寺僧が派遣されることによって、町の再編が進められ、禅宗風の文化相も注入されるようになる。

この時期は手工業者の作業場か工房に使用したと思われる方形竪穴の遺構が目立ち、井戸も大型化して多くなり、町の人口が増大してきたことをうかがわせる。

〔三期〕町の繁栄と五山文学の開花期

安国寺僧の往来は、京都や鎌倉の五山を中心に禅僧たちが生み出した唐風文化を持込み、その影響を濃くした町となる。

出土した中世陶磁器は、瀬戸・美濃窯系の日目茶碗・平碗など、それに青磁・白磁などの中国輸入の貿易陶磁器の多用などで驚くばかりである。

市町のA区では、掘立柱建物が大型化し、井戸も多様なものが整然と配されるようになった、十四世紀後半から十

五世紀中葉くらいまでが最も繁栄した最盛期であったであろう。

〔四期〕町の受難から衰退期

突如として町を襲った文明十二年（一四八〇）の二度にわたる大町焼き討ちの大騒動、続く同十四年に、これまた二度にわたったの大洪水に見舞われ、流失し水没、町は急速に衰微し、廃絶に追い込まれていった。何といっても町の廃絶を決定的にしたのは、文明十五年の上社大祝と惣領家諏訪氏との内紛で、大祝職が惣領家へ移動したという政変と、天文十一年（一五四二）の甲斐武田氏による諏訪侵攻で、この地が二度にわたり戦場と化したことであった。

諏訪惣領家を滅亡させた武田晴信は、翌年に支配の拠点を上原城に置くための普請を開始し、城地整備や大町構築が本格化するに及んで、前宮側の大町は廃絶していったものと考えられる。

以上のように町の変遷と発展の様相を概観してみたが、大町が被災のたびに、たくましく、したたかに再建するために灰かきや埋め戻しをしたであろう痕跡を、充分に検出できなかったことは残念であった。

近世以降は急速に開田造成化が進められ、近代以降も耕

地整理などで礎石の抜き取りや水路の掘り替え、地形の削平・攪乱もかなりされたであろうが、地形変更の過程や遺跡最終末の状況が的確に把握できなかったのは残念であった。これは予算と期限のある緊急発掘調査のために、重機を導入して堆積土除去をしてしまったことに起因するが、今更どうしようもないことだった。

そこでこの土地の履歴を刻み付けてきた「地字名」を、中世・近世の古文書と絵図から拾いだし、その推移を同一地形別に分類し、資料化したものが〈表5〉である。幸いにも、同一地域における中世と近世の地字名が読み取れるような文書資料が僅かでも残存していたので、その場所の地名の推移や土地利用形態の変化も推定できた。

前宮や信濃安国寺の門前に発展した東大町・西大町が栄え、町の口元に当たる宮川端の河原地には市場が開かれ、それぞれの交通路が集中する要衝の地であったこともわかってきた。

また発掘調査で得られた資料と成果を重ね合わせてみると、これまでの文献資料で読み落としていたものや、想像できなかったものが、いろいろな意味をもって目に見えるようになった。予想もしなかったような広域的流通の中にあった「中世の息づく町」が見えてきた。こうした「見

表－5 安国寺・前宮周辺の地名の推移

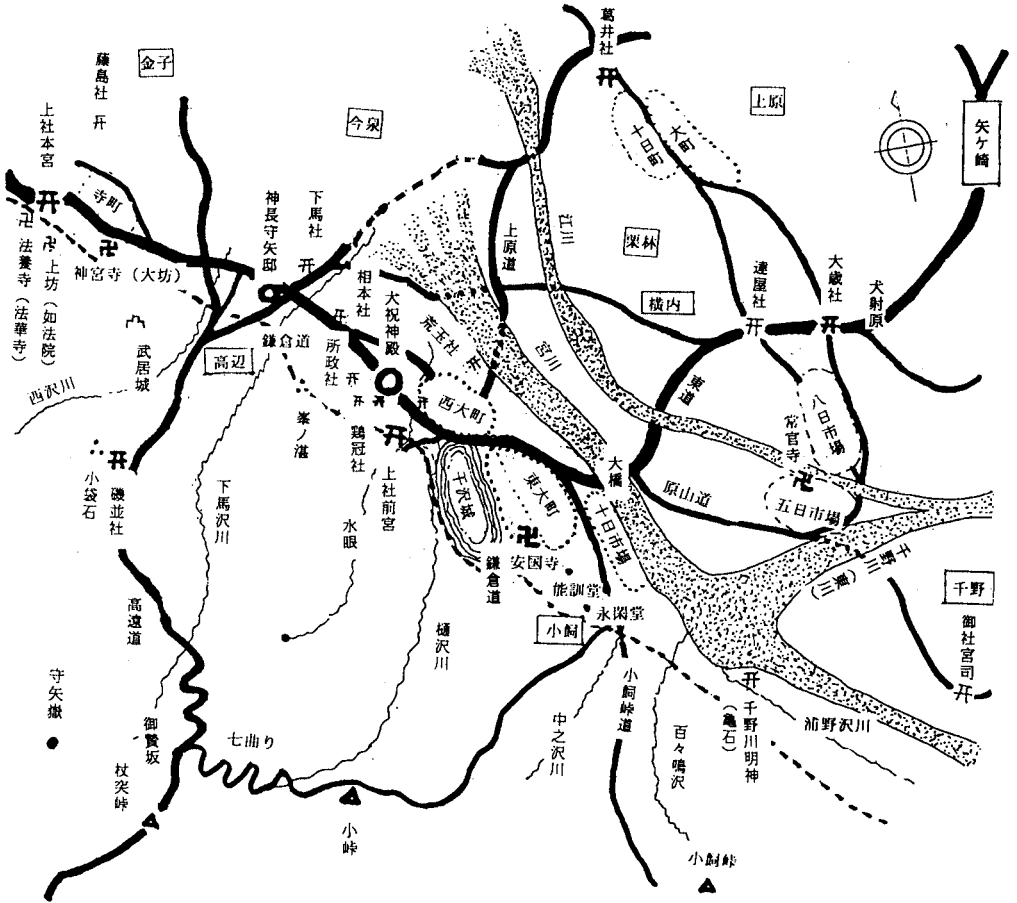
	中世文書に見る字名	近世文書に見る字名
史・資料	『神長守矢満実書留』(1480) 『諏方宮法師丸大祝立給次第』(1484) 『神長守矢頼真書留』(1542)	「安国寺村田方・畑方検地帳」(1773) 「旧諏訪藩主手元地図」(1733) 「高部村検地野帳」(1749)
河川・河原周辺	たうちや口 大橋爪 宮川端 高橋 五日市ハ 十日市場 東道	大橋 土手附 宮川(橋) 供養石 かじ田通 大道通 御柱やしき休処 石河原通
寺屋敷周辺	大町 東大町 門前 門前大町 安国寺前 安国寺	門前 寺門 里ようじ(両寺) 寺浦(裏) 御廟 鎮守 のふくん田(能訓田) 大道端 北小路 大屋塚通
城館跡周辺	干沢城 干沢中城 城山	城 城通 城下 城下通 城上り口通 城ひかげ通
小町屋周辺	西大町 小町屋口 地藏堂こうち 上原みち 下道	さかさ川尻 人橋 大道通 新堀橋(川) 樋口 池之端 地藏小路 中田通 けみ 土手通 く弥下通 荒神下辻前 西方通
前宮・馬場周辺	馬場口 馬場下道 高道 子安 溝上 新玉大明神 前宮 神原 中嶋 古河 押出河原	長がばんば通 明神馬場 水上通 子安下 新玉 割手通 前宮通 堀合 かご田通 わせ田 古川通 姫宮 中嶋

えてきたもの“を手掛かりに、前宮・安国寺を中心に展開された中世都市・大町周辺のイメージを、歴史地理学的に考察しながら景観復元を試みたのが〈図3〉であり、今後のこの地域における中世史研究の一つの提起にしたい。

注3 大祝

諏訪明神の御正体とされる最高位の祠官のことで、現人神としてあがめられていた。

図3 中世大町景観復元概念図



四、武田氏の諏訪統治と治水

(1) 諏訪進攻の武田氏の意図

「飢饉がまねく戦乱」といった現象は、歴史上にまま見られるが、この諏訪と隣国甲州との間には、そうした原因による出入りから合戦に及んだことが、しばしばであった。甲州の大飢饉は、諏訪にとっては警戒すべき事態で、その直後にはきつと諏訪へ討ち入ってくるが多かったからである。

文正元年（一四六六）から永禄四年（一五六一）までの九十五年間を、甲州側の貴重な中世記録である『妙法寺記』で見れば、飢饉・疫病の発生は実に三十七回を数え、天文年間の前半はほとんど毎年のように災害に襲われていた。

しかし、甲州では、こうした状況の中で六十五年間にわたる諸豪族間の内部抗争に終止符を打って、天文元年（一五三二）には国内統一を実現し、また領国経営に危機のきざしが見え、人心が離反すると、実父である武田信虎さえも追放して、国主の座を嫡子の若き晴信が取って代わり、

領民との結束を固め直している。

ところが、諏訪においては、上社諏訪氏の同族間の争いがようやく終息すると、今度は上社と下社の対立が激化して抜き差しならぬ状況に突入し、それに加えてたび重なる天災や異変に不吉な不安が広がり人心が動揺していた。

また諏訪惣領家の当主であった諏訪頼重は、戦国の世を生き抜く深慮遠謀にとぼしく、いたずらに血気にはやって直情径行な行動に走って数度の合戦を起こし、近隣の豪族間の連合も計られずに孤立化を招き、領内も疲弊させていた。

こんな状況のところへ武田晴信（信玄）が大軍をもって諏訪進攻をはじめたのであるから、たまったものでなく、「此方の人数は府内弓矢、長窪弓矢、くたびれにて、やうやおかしき馬に乗り候者サン百五十騎計^{ばかり}、かちもの七、八百……云々」と諏訪側の状況を伸長守矢頼真は嘆き、書き残していることから推測できる。

かつては甲州に敗けることのなかった諏訪勢も、国内統一を果たして若き国主のもとに結束を固め直した武田勢の戦力と知略の前に、あえなく一蹴されてしまったのである。武田晴信は農業生産力の限られた甲州の盆地から、より豊かな信州への進出をめざし、その拠点となる諏訪をまず

制圧して、軍事的な地の利と直轄領である御料所の拡大などをねらって、強力な基盤にしようとした。

武田氏の行政について、江戸時代の大学者の佐藤信淵（一七六九～一八五〇）が、その著の『農政本論』の中で、「然レトモ国政ニ篤ク心ヲ用テ、力ヲ堤防溝洫ニツクシテ、水利ノ法ヲ精密ニシ、能ク百姓ヲ教育シテ農政ニ懇到ヲ極メタルハ、甲州ノ武田信玄ヲ第一トス」といつているように、民政に意を注いでいる。

武田氏の強さは、当時の主動兵力の中心が農兵であって、その供給源の農村と農民を重視する政策をとっていたところにある。

戦乱や災害による農耕地の荒廃、それに農民が土地を捨てて他所に流浪する逃散などにも種々の対策を講じている。武田氏に突如として侵攻されたころの諏訪は、いぜんとして中世的な呪法と祈祷とによって「神慮」の支配する神権体制のもとで、豊凶も、そして戦乱や疫病も、すべては諏訪明神の御心によらしむものとしていた。

その結果は、何の具体的・現実的な対応も生まれず、農耕地の荒廃は広がるにまかせ、やがて諏訪神社の神事・祭礼の費用調達にも支障が出て、その多くが廃絶したり、人心も離反して、まさに疲弊が極度に達していたのに、領主

の諏訪頼重は無策であった。

そんな状況の諏訪を占領した武田氏は、直ちに晴信の書状を下し、三カ月以内に、所領安堵状や社寺寄進状、また諏訪神社の社家地位の保全や諸役免除の安堵状などで在地の旧勢力の去就に気配りしながら、懐柔しつつ取り込む姿勢でのぞんでいた。

また農業生産力の貧弱な甲斐を本国としての占領地統治には、甲州の国人層やそれに付属する百姓などを新たに占拠した分国領に送り込み、それをテコにして支配を浸透させ、強化する手法もとっている。

とにかく所領を拡大して、獲得した土地と人民を戦力資源にしていくには、軍費の調達の基礎となる年貢の増徴ができるようにすることを考えていた。そのために農業生産力の確保や農業生産物の増産をはかることが求められ、まさに民政なくして軍政なしであった。

諏訪における武田氏支配の中で、これまで災害に対して全く無抵抗に水損のままに放置されていた荒廃田を復旧させたり、河川の水流を安定させる川溝の掘り替えを起こすなどは、そうした意図が働いていたものと見られる。

訪神社の古来からの神事祭礼をすべて調査したうえで、もともと諏訪神社に奉仕すべき信濃各地の諸豪族や郷村に、その務めを復活させ、またおひざ元の諏訪神社直属の神職である大祝や五官あてにも指令を発して、神事領や神田の放置をいましめ、荒廢地からの回復と祭祀の再興を命じたのである。

このうち、諏訪関係で神事領や神田が水損によって流失、または埋没で放置したままの個所として記載されているものをあげると、次のようであった。

- ① 神原歩射の神事（正月十七日）の神田
一町歩が大熊にあるも半分が流失。
- ② 神原神事（三月末日）の領田一町歩
ことごとく流失、放置して高辺河原に。
- ③ 三月申日神事の神田一町歩
栗林にあるも赤沼川に流される。
- ④ 三月辰日神事の神田一町歩
竹居庄にあるもことごとく流失。
- ⑤ 三月亥日の矢崎郷の宿湛神田五反
定納五貫文、但し水なく畠にして滅。
- ⑥ 三月酉日の上原の宿湛神田五反

定納六貫文、水損分の一貫文を引く。

- ⑦ 三月巳日の祭免 真志野に一町歩

田地ことごとく沼となり残り僅少。

- ⑧ 下諏訪の朝湛の神田六反

うち四反は水便とぼしく畠、定納引。

- ⑨ 般若神事領は数年来不作

ことごとく湖水をかぶる。

- ⑩ 五月朔日の神事免五百文

惣次郎が勤めるも水損にかかる。

- ⑪ 八月十五日の御神事の神田

彦左衛門尉の田地役なれど荒地。

- ⑫ 十二月廿七日の神事の神田一町歩

長沢川によって流失のまま。

- ⑬ 藤島社宝殿等の造立は小河郷の役

毎年の水損あるとして造営断絶。

このほかに神事領や神田が長年にわたって放置されていたので所在不明となり、やむなく古来からの諸神事が消滅したと確認されたものが二十神事にものぼり、永禄八年十二月十一日に発せられた『諏訪上宮祭礼退転帳』〈表6〉に記載されている。

表－6 中世後期に消滅していた上社関係の神事

神 事 名	消 滅 し た 理 由
正月七日の祭礼	竹居庄に祭礼領ありと伝えるも、田の境界が不明。
二月朔日の祭	竹居庄に祭免として田五段あるも不明。
同十五日の祭	佐久郡山田之郷により勤めていたが不明。
三月子日の神事	神田一町の神事免あるも在所不明、中絶して百年、神主権祝。
同巳日の祭	真志野に一町あるも田地が沼になり数年は懈怠、神主副祝。
四月朔日の祭	祭免として神田五段あるも、その田地の所在不明。
同二十六日の神事	神事領として高辺の根本に田七段あるも所在不明。
五月の押立神事	流鏑馬が退転し、この神事も断絶する。
同六日大宮の祭	流鏑馬と笠懸が百五十年間も退転し、馬場は田畠となる。
同十五日の神事	小河に神田八段あるも田地の所在不明。
六月十五日の神事	大塩ひるさわの役とあるも所在不明。
七月朔日大熊の神事	大熊郷に神田あるも所在不明。
八月朔日の神事	大熊郷に神田六段あるも所在不明。
九月朔日の神事	神事領として大熊郷に神田あるも所在不明。
十月朔日の神事	大熊郷の役で神田五段あるも所在不明。
同十五日の祭	伊奈郡みそにより勤むも神田の所在不明。
十一月廿五日の神事	竹居庄に藤島神田一町あるも所在不明。
十二月十五日の神事	原之郷により勤むも神田の所在不明。
同二十四日大巳祭	百年以来断絶、神主は権祝。
同 大巳祭	神田一町あるも所在不明、神主は大政所。

このほかに伊那・高井・水内・佐久・小県・筑摩・安曇などの信濃各地の郷村に対しても、同じようにかつての旧例に従って頭役や役儀を確認させ、そのうえで信濃国一之宮諏訪神社の祭祀と造営を再興させようとしたのである。

そのためには、これまで与えている神事領や祭免を荒廃させたままで放置したり、それを口実に奉仕を怠慢することは許さないと姿勢でのぞんでいく。

下社竹居祝などに対しては、諏訪神社の祭祀を専らにしているから武田への軍役を免じているのであって、神田や神事領を知行している社人には怠慢のないよう祭祀を催促せよ、もしそれをしなかったならば、職務を取りあげて改易にするとの厳重な下知をしているほどであった。

また、その一方では小河郷（現諏訪市豊田）の地頭の篠原讃岐守が、これ

まで水損を理由にして藤島社の造営の役を放棄していたのを改めさせ、自ら先頭にたつて社殿造立をしたのは「神妙なり」と、手放しにほめあげて模範にするよう書きとめているあたり、ぬかりない信玄であった。

武田信玄が諏訪神社を崇敬していたことは事実であるが、その保護と祭祀や造営の再興に力をつくした意図は、信濃国一之宮諏訪神社の神威をかりて、その信仰圏に自分の政治支配を確立し、不動のものにするために取り込もうとしたところにある。

しかし、その根底には、民政を進めて戦力を維持・拡大し、より強力な結束を必要とする手段にしようとしたことも、また事実であったと見られるのである。

(3) 甲州法度にみる水防の認識

武田晴信は天文十一年（一五四二）に諏訪に侵攻して以来、着々と領地を拡大していったが、それら領国の統治と施策の基本になる分国法の制定、一般的には「信玄法度」とか「信玄家法」などと呼ばれている『甲州法度之次第』五十五ヶ条の制定である。

これは晴信の側近の駒井高白斎が天文十六年（一五四七）五月晦日の条に「甲州新法度之次第書納進上仕候」と記録

（『高白斎記』、または『甲陽日記』）に残し、原案を提出して翌六月には正式制定され、天文二十三年に二ヶ条が追加されて、甲信両国に公布されたものである。

諏訪にも甲州法度が適用されていたことを裏付ける史料は、『守矢家文書』をはじめ、数例がある。

これは信玄の「定書」として出された永禄五年（一五六二）のもの二通で、いずれも諏訪神社上社の御頭役になっていた東條・寺尾の両郷に対し、御頭銭の徴収について「甲州之法度の如く為す可きの事」としている。

これは『甲州法度之次第』のうちの「卅二」の「棟別法度之事」の規定を適用して、それぞれの郷中が責任をもって弁済すべきものとし、甲州法度の規定同様に扱ってよろしいと、神長守矢氏に保証するために出したものであろう。

さらに時代は下って武田氏滅亡後においても、諏訪では甲州法度の規定が通用していたようで、天正十一年（一五八三）正月に諏訪の旧領を回復して郡主になった諏訪頼忠が出した『禁制』の文言の中に、規定の条々に違反したものは「此れ以前の甲州に從つて、御仕置の如くに嚴科に処する可きものなり」とある。

このことは、新たに諏訪郡主となった諏訪頼忠も、以前からの甲州法度の法体系を継承して施策に取り入れていた

ことを示している。

次に川除^{かわよけ}を含む治水関係の規定としては、『甲州法度之次第』の〔廿二〕に「河流之木并橋之事」があり、〔卅七〕には「川流家之事」などがあって、かなり画期的なものであった。

まず水害等による流木の処置については、前々の通りに拾って所有してもよいが、橋材においては本所に返すこと、これは橋のもつ公共性を認識して、復旧を重視した考え方があらわれている。

「川流家之事」についての規定を原文で見れば、次のようである。

川流家之事、以新屋、可致其償

無新屋者、郷中令同心、可弁済（之）

（若）水流事、至拾間者、不及改也

付死去跡事者、可准右

（読み下し）

「川流れ家の事、新屋を以て、其の償いを致すべし。

新屋なくんば、郷中同心せしめ、（之を）弁済すべし。

（若し）水流れの事、拾間に至らば

改むるに及ばざるなり。

死去の跡の事に付いては右に准ずべし」

つまり家屋が流失した場合には、別家をもって償ってやり、それもない場合は、村中で協力して住む家を与え、費用も負担してやる。

もし、流失した家が十軒になれば、いったん決定した租税負担も修正するし、死亡した跡のことも右に準ずる、とした。

これらの規定は、武田氏が洪水・災害に対処した一つの根柢になるものであり、築堤とか治水工事そのものに直接ふれていなくても、信玄の水防に対する考え方や認識が知られる。

諏訪に侵攻し領地化した信玄は、自分の戦力を構成するうえで、諏訪衆の役割をことのほか重要視していた関係からも、諏訪の荒廃化した農耕地をそのまま放置して、農民を戦場に引き出したり、水腐による不作の状態を繰り返させていたとは考えられない。

それよりも、大動員をかけて荒廃農地を復旧させたり、河流の安定化や用水の確保などをはかることで、新たな農地も獲得して、農兵の供給源に力をつけ、戦力にしていたものと思われる。

五、甲州流を伝播させた武田氏遺臣

(1) 甲州流治水法の成立と実態

甲州流の治水といえば、武田信玄によってなされたといわれる「信玄堤」が有名である。

日本の土木史を集大成した『明治以前日本土木史』には、この信玄堤の成立について、「天文十一年以降釜無川筋に堤防の築造を見たるにより、爾来甲府城下に氾濫する事なきに至れり。之により信玄は永禄三年北方興石及び西山両郷に命じて部落を竜王村の地に移住せしめ、開拓及び堤防維持の爲め免租の恩典を与へ、当時竜王河原宿と称せしめた」としている。

しかし、史料的には天文十一年（一五四二）に信玄堤を起工したとする根拠になるものは確認されていないし、また信玄堤の成立を永禄三年（一五六〇）の竜王河原宿の設置をもってあてている。

何れにしても武田時代の治水関係を知る直接の史料としては、信玄代のもの二通と、勝頼代のもの四通が知られる。

そのうち、永禄六年（一五六三）の水防出勤命令書ともいべき信玄文書で、竜王川除場の出水の際に、北山筋諸郷の十五ヶ村に対して水防人足の動員を命じたものが注目される。

また武田勝頼の代になって天正二年（一五七四）に重臣の土屋右衛門尉に命じて山神郷に、天正二年から同四年の三カ年で釜無川の築堤をさせ、その間の普請役を免許としているが、これは山神郷の諸普請役の負担を築堤工事でもってかえさせたということである。

同五年と見られる今福和泉守に命じた朱印状では、竜王の堤防が流されたので、水下の郷村に知行地をもつ御家人や印判衆が人足を集めて、復旧工事に当たるよう指示したものなどがある。

このように見えてくると、やはり武田氏のような戦国大名の権力構造が確立してはじめて、民衆の大動員が可能になったり、また何人かの家臣の領地にまたがる水防対策も計れるようになったことがうかがわれる。

そして何よりも甲州は、低地の盆地へ周囲から笛吹川、荒川、釜無川などの暴れる大河川が集中したところで、その乱流と水害に常に悩まされ、深刻な被害をこうむってきただけに、早くから治水や水防の技術が発達する素地があっ

たと思われる。

甲州の治水という点、武田信玄によってすべてがなされたかのようにいわれるが、もともとは民衆が自分たちの生活の場である村や耕地を守るために自己防衛的にやってきたものが、武田時代になって権力的な裏付けをもってまとめあげられたものと見るべきであろう。

それはまた武田氏にとっては、安定的に軍役を確保できることにつながり、次なる戦略への動員態勢にも利用できたのである。

武田時代に確立した治水体制は、近郷に在住する御家人や印判衆が治水の現場での指揮をとり、領内百姓を動員して川除けや水害の復旧工事に当たったものであった。

そしてこの制度や体制は、近世の徳川幕藩時代になっても、引き継がれた。

「甲州流」とか「信玄流川除」といっても、その治水技術が体系化されたのは近世になってからのことであり、「信玄堤」といわれるものの最も古い形態を伝える史料は、貞享五年（一六八八）の『御本丸様書上』で、それ以前にはたどれない。

その後の『甲斐国志』や佐藤信有（一七二四～一七八四）の著した『堤防溝洫志』などで、その技術的な内容が補強

されている。

甲州流治水工法の中心は、扇状地を流下する石川の激流に適する工法で、埴などの水制工や護岸工に特徴があるといわれている。

しかし、こうした工法も、もともとは甲州の自然条件や伝統の中で発達し、その後の武田時代に強力な支配権力で組織化され、それ以後も武田氏の遺臣や農民たちによって、絶えず補強され、受け継がれてきたものが、近世になって治水法の一権威として徳川幕府に採用されたものと見られるのである。

(2) 諏訪の治水と武田浪人たち

武田氏の諏訪支配は四十年にわたっているが、早い時期に武田氏の領国となり、その家臣団のよりおや寄親・よりこ寄子制の中へ諏訪衆も組み込まれて、政治的にも、また経済的にもかなり深いきずながつくられていた。

武田氏直属の有力な家臣を「寄親」とし、そのもとに地侍層、諏訪では諏訪氏一族につながるものか、千野氏などが「寄子」、または「同心」という形で従属し、さらに多くの農兵を「又被官」として配下に従えて、軍役を勤めるという関係にあった。

それが天正十年（一五八二）に武田氏が滅亡し、その膨大な家臣たちはどうなったのか、それを伝える史料は乏しいが、信用できるものに、『生島足島神社起請文』や『天正壬午武田諸士起請文』、それに『伊井家家士由緒書』などがあり、諏訪では『藩譜私集』などがあげられる。

武田遺臣の關係で、徳川家康に属するとした八九五名のぼる天正十年八月二十一日の起請文が注目されるが、彦根藩の藩祖となった伊井（井伊）直政に属した五十一名の武田諸將士の由緒書も参考になる。

問題は何故にこれほどまでに武田氏殘党の遺臣たちを積極的に配下に入れ、登用したかということである。

詳細のことはわからないが、甲州流の実績や蓄積された技術をいち早く取り入れようと競ったところにあったと見られる。それが軍学であれ、金山開発から川除の治水工法に至るまで、いずれも幕藩体制の初期における基礎づくりに利用しようとしたねらいにあったことは、いうまでもない。

諏訪においても、高島藩の家中二百余家の旧記・家譜等を集録して二十三卷（うち二卷欠）にまとめた『藩譜私集』で、本国または生国などの出自を調べて見ると、「武田浪人」出身の者の多いのが注目される。

主家の武田氏が滅亡して流浪し、諏訪にたどりついて高島藩に士分として召し抱えられている面々の中には、その末裔が奉行や代官を務めるものもあり、在地で治水や新田開発に積極的な役割を果たしているものが少なくない。

まず士分に取り立てられたものを拾い出して、その経過の一部を概略的に記して見れば、次のようであるが、文中に「永明公」とあるは、再興諏訪氏の郡主頼忠のことである。

。山中 内記：元は佐々木姓で勝頼に属す。天正十年六月、永明公に奉仕。

。両角伝兵衛：本国は甲州で先祖は武田家旗本。天正年中、永明公に奉仕。

。武井郷右衛門：武田晴信に仕え、後に浪人。西堀郷に住し、永明公に奉仕。

。有賀源兵衛：本国甲斐、武田晴信の旗本。天文年中に頼重に召出さる。

。小松五郎左衛門：甲州武田家に属し、後に諏訪郡に有縁。

。久保島庄右衛門：旧姓藤原、信玄公幕下、勝頼の旗頭。天正十年に奉仕。

。馬場郷右衛門…本国甲斐、元は武田・河西・馬場姓。
晴信に従軍し家出。

。小平儀太夫…武田晴信に仕え川中島合戦で有功。頼忠
への輿入れ付人。

。和田右兵衛…本国甲斐、晴信に仕え後に井伊家に。天
久院（諏訪忠恒）の代に入諏。

。柿沢 正虎…本国甲斐、信玄に仕え後に浪人。天久院
に召出さる。

。浜 右近進…信玄に仕え、感状あり。武田没落後に浪
人。中河原に住。

。小松庄左衛門…紀州より諏訪へ来、晴信に属す。浪人
後に天久院の召出。

。黒沢新四郎…本国甲斐、武田家に仕え後に浪人。天久
院の代に奉仕。

。小野 玄蕃…本国甲州、信玄の幕下、没落後は筑摩に
退散、入諏で徒士に。

。金井清八郎…武田家に仕え、後に天久院様に奉仕する。
小林五郎兵衛…信玄の幕下、浪人して上原に住、忠晴
に召出さる。

。溝口又左衛門…武田氏に仕え有功感状あり。武田没落
後、永明院に奉仕。

。岩本 采女…本国駿州、信玄に相勤め、後に浪人し永
明院殿に召出さる。

以上の十八家が諏訪の『藩譜私集』から、武田浪人を経
て諏訪に定着し、高島藩に家中として士分に取り立てられ
た諸士であるが、もともと諏訪氏に仕えて、後に武田氏の
支配下で家臣となり、滅亡後は再び諏訪で家中になったも
のを入れると、さらに数家ほど加わるという状況である。

また武田浪人が諏訪で帰農し、もしくは甲州から移住し
て八ヶ岳山麓で新田開発に当たったとする伝承を伝える家
筋が非常に多いのもおどろく。

近世は系図買いや偽系図が横行した時代でもあるので、
伝承や文書を直ちに信用するわけにはいかないものもある
が、先祖の出自を甲州とし、武田遺臣の末裔と伝えるもの
が多いのは、いかに甲州と諏訪の交流が深く、また武田氏
支配の足跡の大きさを反映したものといえよう。

再起した諏訪氏が積極的に浪人化した元武田氏の遺臣を
召し出して士分に取り立て、あるいは荒地回復や新田開発
に、大いに便宜をはかって入植させ、その技術を利用した
痕跡のあるのは否定できないことである。

六、甲州流治水の伝承をもつ村を行く

(1) 「甲武流」を称した中河原村の開発

諏訪高島藩の家の中諸士の旧記や家譜を集録した『藩譜私集』について見ると、武田氏遺臣で浪人し、後に諏訪で士分に再び召し抱えられた面々の中で、浜右近進と溝口又左衛門が中河原村に住していたことがわかる。

この中河原村（現茅野市宮川）というところは、古くは栗林郷南方のうちに横内村分に含まれていたが、天正以来のたびたびの洪水で広漠たる河原地となり、復旧不能として藩に願い出のあったところで、寛永十年（一六三三）に至り、高島藩二代藩主の諏訪忠恒の見立てにより、武田氏遺臣関係者を投入して開発したといわれている。

しかし、元和四年（一六一八）の御頭記録の史料を見ると「中河原村の義は横内村高の内にあり」とあるから、初期開発の時期は、さらにさかのぼると思われる。

この荒地開発を見立てた藩主・諏訪忠恒は、その任務を小沢主膳という人物に命じているが、これも武田氏とは深

い関係があつて、母は武田氏家臣の土屋物蔵昌惟の女であつたとし、妻は板垣信形の末娘であつたとしている。

この小沢主膳の指揮のもとに実際に入植して開発に従事したのは、浜八郎兵衛以下六人で、いずれも武田浪人たちで、この功勞により屋敷地六畝宛を給され、苗字帯刀も許されたものである。

これは、当中河原村に伝えてきた『中河原村旧記』に見え、また昭和四十七年に筆者が発見確認した「与兵衛念佛由来」の断碑に、「自寛永始至寛文末、処士相聚売武具易農器、旧地漸之墾為納貢之地……」の銘文からもうかがえる。

草分け六人の筆頭の八郎兵衛（喜左衛門）の父は波間（浜）右近進で、『藩譜私集』にも武田浪人から士分に召し抱えられたとあり、天文十七年の塩尻峠合戦で、武田氏家臣として戦功があつたとして信玄から感状を拝領したとする文書も伝えられている。

そして天正三年、もしくは同五年三月七日に朝倉山城の麓で没したといわれ、近くの塩沢寺に墓碑があり、同一人物と思われる墓碑銘のものが中河原村旧墓地にもある。

この右近進の系統が喜左衛門と襲名し、後に高島藩から百石の士分に召し抱えられ、百五十石、さらに二百五十石

と加増されている。

同家の旧記や系譜をまとめた「浜家系之事御系図」によれば、先祖たちは武田氏滅亡直後の天正十年四月に「諏訪江落来ル人々」の一員として、浪人組頭の五味与惣兵衛なるものと同行四人で、中河原へは寛永四年（一六二七）にきたとしている。

墓碑銘に「甲武流」と冒頭に刻み込んであるのは、何を意味しているのか、中河原村の荒地回復に甲州武田流で成果をあげたことの証しを後世に伝えようとしたものではないだろうか。実際に中河原村は『旧記』にあるように「往古



甲武流を伝えた右近進の墓標
(中河原墓地)

は東川、大欠筒より亀石明神に見通し、宮川と出合」って、地形は分断され河原地を形成していたところであった。

それが寛永四年（一六二七）と伝える大洪水で東川（千野川）、つまり現在の上川が大きく河流が変化し、後の享保十八年（一七三三）のものとされる『高島藩殿様御手元絵図』に書き残されているような「川よけワク」・「川除請土手」・「川除石垣」などで対応していたものと思われるのである。

(2) 福沢村・塩沢村の武田浪人たち

福沢村（現茅野市豊平）は八ヶ岳山麓の古村のひとつで、中世に大塩郷といわれたころから重要な役割をもっていた集落であるが、度々の水害で耕地を流失しては「荒所永引」を繰り返し、村は発展しなかったというが、小村に似あわず武田氏との関係には深いものがあつた。

村の由緒を伝える『代々聞書』によれば、福沢村の郷士の竹中・武（竹）内・矢崎ら各氏は信玄・勝頼に仕え、竹中善徳と武内太郎左衛門は天正十年に武田軍に従って木曾島居峠の合戦に参加したが「木曾陣より帰らず」と記し、また天正十三年の山役一札には、福沢の岩下豊後・竹内刑部などの名が見える。

さらに福沢村を親村として新田開発した下菅沢新田の草分けは、浜治助・又市親子であって、福沢村から移住したときに氏姓を吉川に、そして木川と改め、武田勝頼の奉書もあつたと伝え、墓地にある枝垂れ桜の大樹は、先祖が甲州の故里からもってきて植えたと伝えている。

この福沢村の上部は、字「石行」・「広石」・「石倉」あたりで霧ヶ峰南面を流下する幾本かの小河川を一本化した横河川が上川と合流し、その瀬のつよく当たる対岸側に集落は細くのびている。

従って水防には大変な苦勞をしたようで、村方文書にも多種多様な水制工を取り入れた記述があり、それらには次のようなものが見られる。

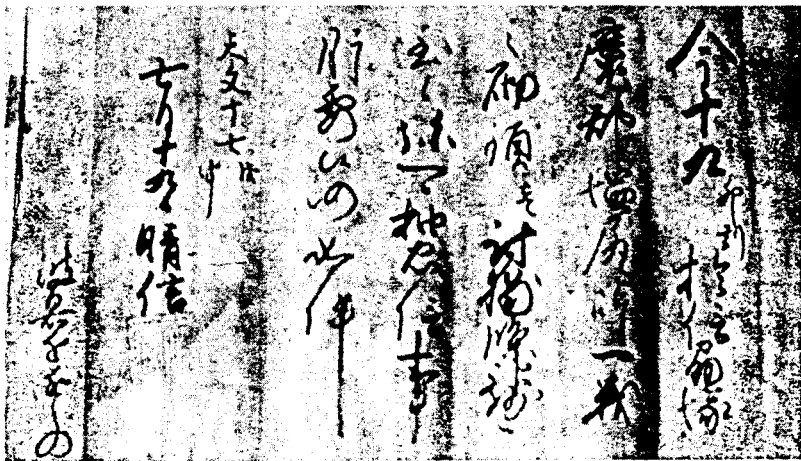
中杵・片杵・二間杵・五貫杵・合掌杵

沈杵・続杵・棚牛・大聖牛・中聖牛

小聖牛・大山牛・柴籠・石積など。

これらは江戸時代中期ころの記録から拾い出したものであるが、の中には先祖たちが伝えてきた杵・牛を特徴とする甲州流の系統を引くものも含まれているのではないかなと思われるのである。

塩沢の集落（現茅野市米沢）は、その上川を更にさかの



武田信玄より波間右近進への感状

（濱元雄氏蔵）

ぼって、字「岩鼻」という断崖附近のところで渋川・瀧ノ湯川・音無川が合する直下にある。

ここも水害には苦勞したところで、武田氏に關係した人々が多く住していたといわれる。

天文年間に塩沢安兵衛が武田信玄に従って大門峠合戦に戦功があり、朝倉山城を与えられ、子の将監もこの城を守り、塩沢寺を開基した。この将監は藤原右近進とも称し、弟の浜与惣左衛門は武田勝頼に従って天目山で討死したと伝えている。

武田氏滅亡後は、浪人として北大塩村へ移り、後に中河原村に住したという。その子の喜左衛門の系統は長子の治右衛門が八郎兵衛と改名して高島藩に召し抱えられ、四男の新十郎が中河原村に住していたと『浜氏系譜』に見え、天文十七年（一五四七）の武田晴信の感状とともに伝えられている。

この塩沢集落には天正十八年（一五九〇）の古い『検地野帳』が保存されているが、水害の多かった割には關係史料が見当たらず、用水汐の掘り廻しや橋懸人足などのものが若干残されている。

とにかく、塩沢は武田氏浪人が他へ繰り出す一つの拠点でもあったように見られる。

(3) 武田八幡を勧請した粟沢村

粟沢村（現茅野市玉川）は、八ヶ岳山麓の南山浦地帯を流下する柳川が上川と出合うところで、水害には常に襲われて氾濫原が広がり、荒地回復や新田開発しても再び流失してしまったり、干揚げり地になってしまうことを繰り返してきた集落である。

その痕跡は、地字名に河原のつく地名が非常に多く、上河原・大河原・中河原・下河原・内河原・裏（浦）川原・川原・小向河原・日向河原などと、流失した荒地を回復するのに苦勞した歴史が偲ばれる。

しかし、この粟沢村には、武田氏支配の時代には甲州逸見路への通路の渡しのある要衝として重視されていたところで、諏訪五十騎衆の筆頭格であり、武田の軍大將の諏訪越中守頼豊が居館をもって守り、同じ五十騎衆の沢郷右衛門や田中淡路守・粟沢宮内左衛門らも居住していた。

従って武田氏との關係は非常に深く、昔からこの地の産土神である矢作社^{やばく}へ、わざわざ甲州から勧請した武田家の氏神である武田八幡社を合祀しているほどである。

これが、武門の守護神として、主家の武田八幡社をこの地へ勧請したのであれば、高台の粟沢城内の頼豊居



合流点に鎮座する矢作・武田八幡合殿

館の近くにお祀りしそうであるのに、鎮座まします位置は、柳川が上川と合流する地点の河川に沿ったところである。

この場所は、柳川の水勢が字「鬼場」というところで上川とぶつかり、合流して対岸の「御座石」の築堤に向かう、最も重要な地点に対峙して武田八幡社が鎮座し「矢作武田八幡合殿」とされている。

この景観は、どう見ても甲州流治水の発想と、武田氏の権威にあやかろうとする意味が込められているように思われてならない。

(4) 川除の築堤をした葛木郷

葛木（現富士見町）は、昔から「境筋村々の儀は葛木一円の地」といわれたように、中世の葛木郷といわれた広い領域であった。

この地はもと甲州に属し、天文九年（一五四〇）に武田信玄の妹の祢々御料人^{ねね}が、諏訪惣領家の当主・頼重に嫁ぐとき、御化粧料として諏訪へ持参したという伝承^{のつとだん}をもつが、すでに嘉禎三年（一二三七）の奥書をもつ『祝詞段』という諏訪領内に鎮座する神社や神楽歌を記載した中世文書に、その郷名が見える。この地は甲信国境の地帯で、双方の勢力が押しつ押しされつのであったのである。

しかし、享祿元年（一五二八）には蔦木の内の先達（小東）に武田信虎が進出して城を設置したり、武田信玄の諏訪侵攻以降は、完全に武田氏の支配下にあった。

ここは、鎌倉道の武川筋と逸見筋が合するところで、後に甲州道中に改修される道沿いにあったが、一方、釜無川の激流が流下する河川沿いであって、常に水害にさらされていた。従って釜無川のように大きく、かつ荒れ川である川の治水対策には、たいへんな苦勞をしたといわれ、川除の中心は削られる河岸を護るために、杵や籠の拵えであったが、とくに頑強な「聖牛^{ひじりうし}」というものを用いたという。

残念ながら当時の記録がなく、近世のものであるが、『高島藩殿様絵図』にも多くの牛・杵が描かれている。

また現存の築堤は、近世になって設置された蔦木宿の宿中に近く、甲州街道に沿ってつくられてあり、「藤川除」と呼ばれていた。

その上流の方には「大川除」という築堤があって、改修後は「百間堤」と呼ばれている。

さらに、それらの築堤から宿を二重に護るために大樹を植栽した築堤があり、これを現在は「風除^{かざよけ}」、または「風切^{かききり}」とも呼び、昔は「信玄堤」と呼んでいたという。

このように、甲信国境地帯には、相当に色濃く甲州流治



蔦木の風切（信玄堤ともいう）

水の工法が取り入れられた形跡があり、後世になっても、明確に信玄堤と呼んでいたところがあったのである。

(5) 信玄にほめられた小河郷

諏訪湖の南西岸に位置し、宮川本流の最下流にあたる半ノ木川や鴨池川、それと関連水系の武井田川に囲まれた地帯が小河郷である。現在の諏訪市豊田地区の小川に当てられるが、天保十一年（一八四〇）年に文出村より分村独立が認められて新田村になったとされる。しかし、村の伝承では、嘉暦（一三三六～二九）の昔から「小河」（古川）という集落はあったが、元和六年（一六二〇）正月に西北の大風が吹き、諏訪湖の碎水が津波を起こして集落を襲い、家屋や耕地を流失し、村人は四散したという。その後また武田氏浪人の遠藤但馬・三木主膳・藤原威人らが住み着き、一部は安全な地を求めて後山の開発に移っていったとも伝えられている。

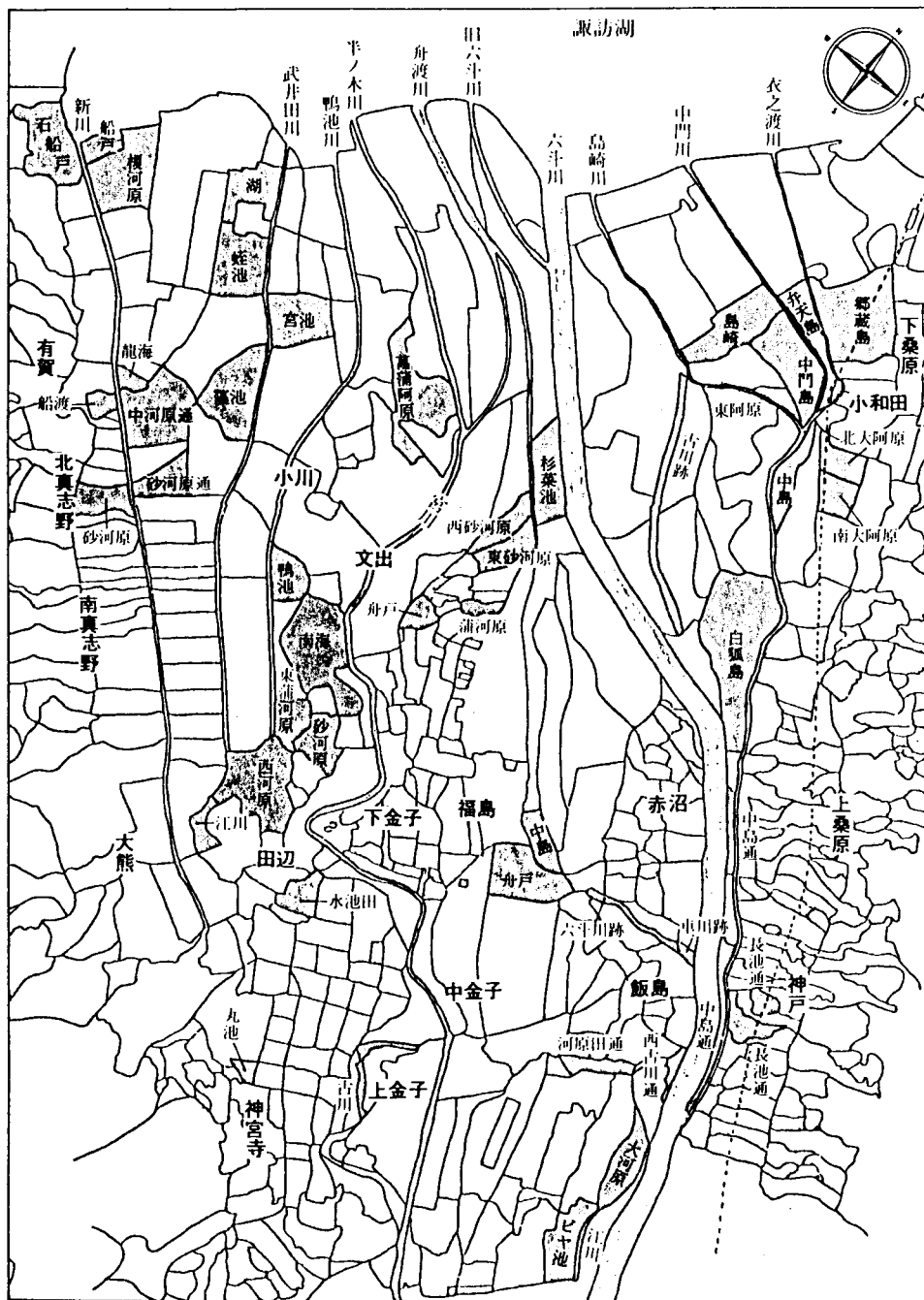
中世の記録史料から見ると、まず永禄九年（一五六六）の『諏訪上下社祭祀再興次第』（信玄十一軸）には「藤嶋之宝殿、玉垣・鳥居、小河之郷之役たるの由本帳如此。雖然彼郷は、毎年水損故造宮断絶。」とみえ、小河郷の存在は明らかで、水害の常習地帯であったこともうかがえる。

また『神使御頭足之書』の天正六年（一五七八）の条には、明年の神使御頭役とともに、それに当たる郷名を列記して神長官に報告しているが、当年に発生した大事として「今年二月朔日、大雨降、北風強く小河一円水のつなみ引、老若男女大死、御符銭一貫文ゆるし候」と記した書き入れがあり、年代は多少異なるが伝承を裏付けている。

小河郷というところは、このように水難の地帯であったので、「水損」を理由に、前々からの所役であった藤島社の造宮奉仕を放置して怠っていたようである。

そこで諏訪占領を進めてきた武田信玄は、諏訪神社の信仰圏に一之宮の神威を行きわたらせることを通じて、自分の政治支配を確立しようとしていたから、祭祀の再興を自ら立願して果たした小河郷の地頭篠原讃岐守の働きを「神妙に候」とほめあげ、前掲の『諏訪上下社祭祀再興次第』にわざわざ書き入れるほどであった。この当時の小河郷とは、後の踏（文）出や小川を含めた諏訪湖の南西岸に広がっていた地帯であったとみられる。

その地形状況の景観の復元を、当時の御神渡（全面結水した諏訪湖の湖面が一大音響とともに張り裂けてせり上がる現象）の出現と、走行の記録である『当社神幸記』（御神渡注進状留）により想定してみよう。この記録は応永四



年（一三九七）から天和元年（一六八一）まで、時の幕府に注進した控を集録したものであるが、このうち戦国期に限って、諏訪神社上社方の小河郷側を「当社浜」と称した周辺で記載されている河川名や、点在する沼池・堰溝などを拾い出すと、次のようなものがある。

河川名一古河（川）・今河・大河（川）・江河（渡）

沼池名一平池・蓮沼・蒸沼・山穴・熊穴

堰溝名一栗林渋・大溝・小溝・長溝・菖蒲渡・硯溝・

兎溝・佛渡・柳渡・浅井渡・並柳渡・江渡

微高地一高畑保田・江里崎・優婆崎・薦沢・高保田・

赤石・保窪

これら湖周の名称を通じて、当時の地形や景観が浮かび上がってくるように思われる。

山野から押し出されて流れ下る河川は、扇状地を経て広大な氾濫原である沖積地に至って滞留し、あるいは土砂の堆積で微高地形をつくっている。いわゆる自然堤防が形作られているが、それはまた、洪水時に溢れた水がこれに妨げられて、沼地や湿地を形成する。その水はけをよくするために、あるいは導水するために多くの堰溝が掘られ、そ

の掘り替えもしていたらう状況が推定される。

武田信玄にはめられた小河郷の地頭の篠原讃岐守は、こうした水難を受けやすい地形的な状況に対して何らかの治水事業を興し、これまでの水損を理由にした藤島社の造営役の断絶を改善したところにあっただけであろう。それは恐らく、甲州流の技術的特徴の一つでもある本流の瀬替えや蛇行で高水を越流させたり、あるいは湿地の排水などの工事拡大に人足動員をはかったことも考えられる。

いずれにしろ、治水対策によって荒廃地や不作付け地が縮小され、耕地の安定化が進んだ結果として、小河郷に関する記載が登場したものと見られるのである。

(6) 水利と治水の展開をたどって

わが国における水利と灌漑の発達を歴史的に跡付けて整理してみると、それは容易ではないが、その発達段階を、各時代の代表的な技術や、それを推進した主体に視点をしばって分類すれば、おおよそ次の五期に分けられると思われる。

第一期 弥生時代後期から古代国家の成立期

（三世紀から八世紀頃まで）

鉄器を用いて、湧水・沼池、そして小河川などの導水で条理制地割りが特徴。

第二期 戦国時代から江戸時代の初期

(一五世紀から一七世紀)

応仁・文明の乱以後、戦国大名らの鉱山開発や築城などの技術的経験の応用で、大河川灌漑・新田開発・干拓などが進む。

第三期 江戸時代中期から維新期まで

(一八世紀前葉から一九世紀)

本流の「瀬替え」や「出し堤」の方法から技術転換し、「連続堤防」方式を幕府が採用。遊水地や堤外地を耕地に変えていく。

第四期 明治時代から大正時代中頃の時期

地主を中心にした耕地整理が進み、灌漑・暗渠排水等が普及する。

第五期 大正末期から戦前・戦後の昭和期

国や県の公共投資による農業水利が整備され、温水稻め池・土地改良・大規模ダム・圃場整備等の諸事業が計られる。

このように見てくると、荘園制が衰退して戦国時代に移行する十五世紀までは、湧水や沼池の利用、あるいは小川からの導水等が主で、灌漑事業は発達せず、農地開発は

停滞していた。それが在地武士層から頭角を現し実力をもつ戦国大名が支配権を握ると、自らの富国強兵の源泉である農地と農民の対策に力を注ぐ。その技術的な成果と経験は、江戸時代になっても幕藩体制の中に取り入れられ、生かされた。その結果は何と、戦国時代から江戸時代末期までの約三百七十年間に、実に二百九十七万ヘクタールの耕地が開発されたとする試算がある。これは明治六年に実測された全耕地面積・約四百十三万ヘクタールの約七十一・九%が、開発拡大されたことになる。

これを諏訪地方の集落発展の成立過程に当てはめてみると、戦国期までに成立していた集落数の七十一に対して、江戸時代中期頃には、百四十集落に達しているなど、ほぼ倍数の勢いで人口も増大した。このことは、水利開発の発展段階の第二期・戦国時代から江戸時代初期までの展開が、その後の耕地拡大と集落形成に決定的な意味を持っていたことがわかる。

これらは武田氏支配の影響や、その技術の積極的な登用をした領主主導による水防・治水対策や、そして水利用の配分をめぐる対立の調整などに統制力を発揮した結果であると思うるのである。

七、おわりに

— 中世の中に近世的な治水をみる —

中世という時代は、中央と地方を問わず内乱が連続した時代であり、その確執や闘争の過程で、古い権力や形骸化した権威が打倒されて、自らの器量と力で生き残りをかける戦国争乱へと移行する変革期であった。

また一方では民衆が歴史の舞台へ生きいきと登場した時期でもあったが、先行き不透明で不安の多い世相であっただけに、神仏への祈禱や呪法などの呪縛が根強く、それらから逃れられないでいた時代でもあった。

戦国大名の武田信玄とても例外ではなく、行動を起こすに当たっては、神仏の意向をうかがい、くじ引や占いにも頼った。この時代に生きた人々にとって、神仏は身近な頼みとする存在であり、日常の行動もすべて神仏の实在を前提にして、うかがいを立てることで決め、それに縛られていた。

中世の諏訪は、まさにその真っ只中であって、神罰を恐れ神慮に支配された状態で、水害にも竜蛇信仰がまわり

ついて無抵抗であり、その具体的対応は全く停滞していた。そこへ侵攻してきた武田信玄も又、同じような中世的なものに支配されてはいたが、戦国の世を生き抜く器量を持ち、民政家としても優れた側面をもっていた。そこには近世的なものを先取りする先見性と、現実に対応する施策があった。

中世の頃の河川の状況は、洪水のたびに流路が変わり、せっかく耕地を拓いても流失や土砂流入で田畑は荒廃をくり返していた。またその復旧や、水はけをよくするための堰溝の掘り替えには、大変な労働力の動員を必要とし、局所的な水防を行おうものなら、地域間の利害対立も招いたことであろう。

このような状況の諏訪へ進出を果たした武田氏支配四十年のもたらしたものは、甲州流治水技術の導入による水系の安定と、水利利用の調整であったように見られる。

それは武田氏の滅亡後においても、諏訪の旧領を回復した諏訪氏がその技術的成果を継承し、武田氏浪人の積極的な登用によって進めた、水利や新田開発の足跡をたどってみても肯定できるところである。

しかし、その甲州流の技術的内容を実証的に解明するとなると、なかなか難しい問題があり、資料的にも限界があ

る。

前掲の諏訪関係の資料のほかに、天竜川流域の川除の普請を牛牧郷（現下伊那郡高森町）や小河郷（同郡喬木村）に命じた永禄十二年（一五六九）の武田信玄下知状を収録する『湯沢文書』のようなものもあり、付近の工事中に当時のものと思われる沈枿の出土もあったというが、正確な実態は把握されなかった。それに加え、江戸幕府が採用した初期の関東流は、甲州流技術とも深く関わって、伊奈流とも呼ばれる関東郡代の伊奈備前守を中心とした治水技術で、信州では東南部、とりわけ天領（幕府領）の多かった伊那谷に浸透していたといわれ、早くから導入されていた甲州流と接触していたので、区別がつかないということもあった。

江戸時代中期以降は、「連続堤防」方式の紀州流が主流となるが、ここに至る治水技術の系統をたどることで、諏訪地域や天竜川流域における甲州流が、一権威として展開した中世や、その中の近世的なものがおぼろげながら見えってくるのである。

参考文献

- 『諏訪史・第二巻～第三巻』 宮地直一・渡辺世祐
- 『岡谷市史・上巻』
- 『諏訪市史・上巻～中巻』
- 『茅野市史・上巻～中巻』
- 『復刻諏訪史料叢書・第一巻～第四巻』
- 『天竜川流域の暮らしと文化』 磐田市
- 『諏訪信仰史』 金井典美
- 『信濃史料・第六巻～第八巻』
- 『千沢城下町遺跡緊急発掘調査報告書』茅野市教育委員会
- 『千沢城下における中世大町の景観』 藤森明
- 『武田史料集』 清水茂夫・服部治則校注
- 『佐藤信淵家学全集・上巻』 瀧本誠一編
- 『明治以前日本土木史』 日本土木学会
- 『近世甲斐の治水と開発』 安達満
- 『水利の日本史』 旗手勲
- 『洪水と治水の河川史』 大熊孝
- 『河川』 富永正義
- 『諏訪古地図展』資料 諏訪市教育委員会

藤 森 明 (ふじもり あきら)

1932年 長野県茅野市宮川に生まれる。地域で住民自治・自然保護・社会教育等の諸課題にとり組み、茅野市議会議員を3期つとめ、傍ら地方の古代・中世史を中心に研究する。

現 在 諏訪地域民衆史研究所主宰
八ヶ岳総合博物館歴史専門委員
諏訪研究会事務局代表委員
長野県文化財保護協会支部監事

主要論考・著書

『失われた諏訪の祭りと芸能』

『発掘にみる千沢城下・中世大町の景観』

『歴史の道・杖突街道』調査報告書(共著)

『ころごし いまに生きて』 他

水利開発にみる中世諏訪の信仰と治水

平成8年3月20日 発行

企 画	建設省中部地方建設局	長野県駒ヶ根市上穂南7-10
発 行	天竜川上流工事事務所	〒399-41 ☎0265-82-3251
著 者	藤 森 明	長野県茅野市宮川3767-5 〒391 ☎0266-72-2485
編 集	(有)北原技術事務所	長野県南安曇郡豊科町豊科4574 〒399-82 ☎0263-72-6061
印 刷	双 葉 印 刷 (有)	長野県松本市城東2-2-6 〒390 ☎0263-32-2263

「語りつぐ天竜川」の発刊にあたって

天竜川は独特の形態をもつ河川です。上流部は諏訪湖が洪水を調整して比較的穏やかな表情をしています。後背に多雨域をもつ三峰川・小渋川・太田切川などの支川を合流するたびに、洪水とともに大量の土砂を受け入れて一気に急流土砂河川の様相を呈し、途中多くの狭窄部の間に氾濫原を形成してきています。

一方、この氾濫原は伊那谷の穀倉地帯でもあり、地先の人々は出水ごとに濫流する天竜川との間に涙ぐましい闘いを繰り返してきました。反面、天竜川は母なる川として地域の人々の生活を支え潤してきました。田畑を灌漑し、漁獲をもたらし、山深い信州と他国を結ぶ物資の交流の場でもありました。情操のうえでも深い関わりがあり、独特の風土や文化を育んできました。伊那谷の風土は天竜川と無関係ではあり得ません。今後とも、天竜川を危険なものとして遠ざけたり、水があるからといって過度に取水したり、汚したりすることは避けねばなりません。

この天竜川を鎮め、水を高度に利用するための地元の長い営みの後を受けて、昭和12年から砂防を、昭和22年から河川を国が直轄事業として取り組むようになり、その間地域の皆様からの多大なご協力のもとに、天竜川の安全性は格段に向上しました。しかし安心は出来ません。絶えず流域の変貌をみつめ、河川施設の整備と維持管理を図っていかなければなりません。また、水害防止と利水に一応の成果をみた現在、地域にとって望ましい天竜川の姿を考え、その方向に向けて管理してゆくことがこれからの課題であると考えます。

「語りつぐ天竜川」は、天竜川の治水に関する地域の知見や経験を収集し、広く地域共有の知識とすることにより、地域の方に天竜川に対する認識を深めていただき、よりよい天竜川を築いていくことに役立ちたいと考え発行するものです。

なお、ご執筆いただいた方々には、自由な立場からお考えを披瀝していただいていますので、建設省の見解とは異なる場合がありますことを付言します。

建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所
所 長 中 安 正 晃

「語りつぐ天竜川」目録

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 伊那谷の気象 | 米 山 啓 一 著 |
| 2. 天竜川上流域の立地と災害 | 北 澤 秋 司 著 |
| 3. 天竜川に於ける河川計画の歩み | 鈴 木 徳 行 著 |
| 4. 総合治水の思想 | 上 條 宏 之 著 |
| 5. 総合治水と森林と | 中 野 秀 章 著 |
| 6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷 | 松 澤 武 著 |
| 7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷 | 今 村 真 直 著 |
| 8. 村境は不思議だ | 平 沢 清 人 著 |
| 9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷 | 倉 沢 秀 夫 著 |
| 10. 諏訪湖の御神渡し | 米 山 啓 一 著 |
| 11. 理兵衛堤防 | 下 平 元 護 著 |
| 12. 近世 天竜川の治水 ― 伊那郡松島村 ― | 市 川 脩 三 著 |
| 13. 川筋の変遷 ― 天竜川と三峰川の場合 ― | 唐 沢 和 雄 著 |
| 14. 伊那谷山岳部の降雨特性 | 宮 崎 敏 孝 著 |
| 15. 天竜川の橋 | 日下部新一著 |
| 16. 伊東伝兵衛と伝兵衛五井 | 北 原 優 美 編 |
| 17. 天竜川の魚や虫たち | 橋 爪 寿 門 著 |
| 18. 天竜川のホタル | 勝 野 重 美 著 |
| 19. 天竜川流域の村々 | 松 澤 武 著 |
| 20. 小渋川水系に生きる ― 人と水と土と木と ― | 中 村 寿 人 著 |
| 21. ものがたり 理兵衛堤防 | 森 岡 忠 一 著 |
| 22. 量地指南に見る 江戸時代中期の測量術 | 吉 澤 孝 和 著 |
| 23. 土木技術と生物工学 ― 生きものを扱う技術 ― | 亀 山 章 著 |
| 24. 戦国時代の天竜川 | 笹 本 正 治 著 |
| 25. 天竜川の水運 | 日下部新一著 |
| 26. 惣兵衛川除 | 市 村 咸 人 著 |
| 27. 紙芝居 開墾堤防 ― 下伊那郡豊丘村伴野 ― | 竹 村 浪 の 人 著 |
| 28. 昭和36年伊那谷大水害の気象 | 奥 田 穰 著 |
| 29. 天竜川の淵伝説 ― 『熊谷家伝記』を中心に ― | 笹 本 正 治 著 |

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 30. 天竜川の源流地帯 | 赤 羽 篤 著 |
| 31. 東 天 竜 | 三浦孝美 共著
仁科英明 |
| 32. 天竜河原の開発と石川除 | 塩 沢 仁 治 著 |
| 33. 伊那谷は生きている | 松 島 信 幸 著 |
| 34. 天竜川の災害伝説 | 笹 本 正 治 著 |
| 35. 天竜川の災害年表 | 笹 本 正 治 編 |
| 36. 天竜川水運と樽木 | 村 瀬 典 章 著 |
| 37. 水辺の環境を守る | 桜 井 善 雄 著 |
| 38. 諏訪湖 ― 氾濫の社会史 ― | 北 原 優 美 著 |
| 39. 河川工作物と魚類の生活 | 中 村 一 雄 著 |
| 40. 天竜川上流域の過疎問題 | 山 口 通 之 著 |
| 41. 資料が語る 天竜川大久保番所 | 松 村 義 也 著 |
| 42. 天竜川上流 河辺の植物と植生 | 関 岡 裕 明 著 |
| | (以上既刊) |
| 43. 水利開発にみる中世諏訪の信仰と治水 | 藤 森 明 著 |
| 44. 横川山巡覧記 | |

(発刊中)